令和5年4月3日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所の高速実験炉原子炉施設「常陽」 定期事業者検査の終了報告(令和4年度分)について

1. 名称及び住所並びに代表者の指名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

代表者の氏名 理事長 小口 正範

2. 事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 (南地区)

所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

3. 検査の対象及び方法並びに期日

添付資料1「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の高速実験 炉原子炉施設「常陽」定期事業者検査実績」に示す。

4. 検査の実績

自 令和4年11月25日

至 令和5年 3月16日

詳細については、添付資料1「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の高速実験炉原子炉施設「常陽」定期事業者検査実績」に示す。

なお、定期事業者検査の結果は良好であった。

添付資料

添付資料1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の高速実験炉原子炉施設「常陽」定期事業者検査実績

参考資料

参考資料 「常陽」原子炉施設施設管理実施計画

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の高速実験炉原子炉施設「常陽」定期事業者検査実績

法令技術基準*1	検査項目	施設区分	設備等	建家等	期日 (検査実績)	検査の方法*2	備考
第20条 (安全避難通路等)	保安記録確認検 査	その他原子炉の附属設備	誘導灯	第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物 廃棄物処理建物	R5.3.16	保安	JOYO- 20,21,26-4
第21条 (安全設備)	保安記録確認検査	その他原子炉の附属設備	自動火災報知設備 消火設備	原子炉建物 原子炉附属建物 主冷却機建物 第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物 メンテナンス建物 廃棄物処理建物 旧廃棄物処理建物	R5.3.16	保安	JOYO- 20,21,26-4
第26条 (核燃料物質貯蔵設備)	浄化能力確認検 査	核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備 水処理設備 第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却净化設備 第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却净化設備	原子炉附属建物 第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物	R5.3.16	立会	JOYO-26-1
	外観検査(貯蔵能力確認検査)	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉附属建物内新燃料貯蔵設備 装填燃料収納管 原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備 貯蔵ラック 第一使用済燃料貯蔵建物内新燃料貯蔵設備 新燃料収納管 第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 貯蔵ラック 第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 貯蔵ラック A及びB	原子炉附属建物 第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物	R5.2.2~ R5.2.3	立会	JOYO-26-2
	水冷却池漏えい 検査(外観検査)	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却池 第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却池 第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却池	原子炉附属建物 第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物	R5.2.3	立会	JOYO-26-3
	保安記録確認検査	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却池 第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却池 第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却池	原子炉附属建物 第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物	R5.3.16	保安	JOYO- 20,21,26-4
第31条 (放射線管理施設)	線量当量率の測 定検査	放射線管理施設	放射線管理用設備 エリアモニタ	原子炉附属建物	R4.12.22	立会	JOYO-31-1
	保安記録確認検 査	放射線管理施設	放射線管理用設備 排気口モニタ、ダストモニタ、 エリアモニタ、ガスモニタ	原子炉附属建物	R5.3.16	保安	JOYO-31-3 JOYO-31-2

法令技術基準*1	検査項目	施設区分	設備等	建家等	期日 (検査実績)	検査の方法*2	備考
第35条(廃棄物処理設備)	外観検査	放射性廃棄物の廃棄施設	貯留設備 原子炉附属建物内液体廃棄物 A タンク 原子炉附属建物内液体廃棄物 B タンク 原子炉附属建物内液体廃棄物 B タンク 原子炉附属建物内沈体防止槽 原子炉附属建物内アルコール廃液タンク 第一使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク A 第一使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク B 第二使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク B 第二使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク B 第二使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク B メンテナンス建物内液体廃棄物 B 廃液タンク メンテナンス建物内液体廃棄物 B 廃液タンク 廃棄物処理建物内廃液調整タンク A 廃棄物処理建物内廃液移送タンク B 廃棄物処理建物内廃液移送タンク A 廃棄物処理建物内廃液移送タンク A 廃棄物処理建物内廃液移送タンク A 廃棄物処理建物内洗浄廃液受入タンク B 廃棄物処理建物内洗浄廃液受入タンク B 廃棄物処理建物内液体廃棄物 B 受入タンク A 廃棄物処理建物内液体廃棄物 B 受入タンク B	原子炉附属建物第一使用済燃料貯蔵建物第二使用済燃料貯蔵建物第二使用済燃料貯蔵建物メンテナンス建物廃棄物処理建物	R4.11.25~ R5.2.9	立会	JOYO-35-2
	処理能力検査	放射性廃棄物の廃 棄施設	貯留設備 蒸発濃縮処理装置	廃棄物処理建物	R4.11.25	立会	JOYO-35-3
	保安記録確認検査	放射性廃棄物の廃 棄施設	アルゴン廃ガス処理設備 廃ガス圧縮機、廃ガスタンク、 排気配管 液体廃棄物処理設備 固化装置、廃液配管(廃液輸送配管)	原子炉附属建物 第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物 メンテナンス建物 廃棄物処理建物 廃液トレンチ	R4.11.25	保安	JOYO-35-1 JOYO-35-4
第36条 (保管廃棄設備)	外観検査	放射性廃棄物の廃 棄施設	廃棄物処理建物内固体廃棄物貯蔵設備 固体廃棄物 A 貯蔵庫 廃棄物処理建物内固体廃棄物貯蔵設備 固体廃棄物 B 貯蔵庫 メンテナンス建物内固体廃棄物貯蔵設備	メンテナンス建物 廃棄物処理建物	R4.11.25	立会	JOYO-36-1
第40条 (保安電源設備)	非常用電源検査 (作動検査)	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備 交流無停電電源設備 直流無停電電源設備	原子炉附属建物 主冷却機建物	R5.3.16	立会	JOYO-40-1
	非常用電源検査 (外観検査)	その他原子炉の附 属施設	蓄電池(交流無停電電源設備用、直流無停電電源設備用)	原子炉附属建物	R4.12.12~ R4.12.13	立会	JOYO-40-2

法令技術基準*1	検査項目	施設区分	設備等	建家等	期日 (検査実績)	検査の方法*2	備考
第41条 (警報装置)	警報検査	放射線管理施設	放射線管理用設備 排気ロモニタ、ガスモニタ、エリアモニタ	原子炉附属建物	R4.12.22	立会	JOYO-41-2
	保安記録確認検	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備の水冷却池(液位計) 第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備の水冷却池(液位計) 第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備の水冷却池(液位計) 貯留設備 原子炉附属建物内液体廃棄物 B タンク (水位計) 原子炉附属建物内液体廃棄物 B タンク (水位計) 原子炉附属建物内液体廃棄物 B タンク (水位計) 第一使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク A (水位計) 第一使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク B (水位計) 第二使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク B (水位計) 第二使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク B (水位計) 第二使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク B (水位計) メンテナンス建物内液体廃棄物 B 廃液タンク (水位計) メンテナンス建物内液体廃棄物 B 廃液タンク (水位計) 廃棄物処理建物内液体廃棄物 B 受入タンク B (水位計) 廃棄物処理建物内液体廃棄物 B 受入タンク B (水位計) 廃棄物処理建物内廃液調整タンク B (水位計) 廃棄物処理建物内廃液調整タンク B (水位計) 廃棄物処理建物内農液調整タンク B (水位計) 廃棄物処理建物内農液調整タンク (水位計) 廃棄物処理建物内農液移炎タンク (水位計) 廃棄物処理建物内農液移送タンク (水位計) 廃棄物処理建物内農液移送タンク A (水位計) 廃棄物処理建物内廃液移送タンク B (水位計) 廃棄物処理建物内海液移送タンク B (水位計) 廃棄物処理建物内海液移送タンク B (水位計) 廃棄物処理建物内海液移送タンク B (水位計) 廃棄物処理建物内海液移送タンク B (水位計) 廃棄物処理建物内溝換検出器 (液体廃棄物処理設備、ド レンサンプタンク)	原子炉附属建物第一使用済燃料貯蔵建物第二使用済燃料貯蔵建物第二使用済燃料貯蔵建物メンテナンス建物廃棄物処理建物	R4.12.22~ R5.3.16	保安	JOYO-41-1
第66条 (ナトリウムの漏え いによる影響の防 止)	外観検査	その他原子炉の附 属設備	ライナー設備 ライナー等	原子炉建物 原子炉附属建物 主冷却機建物	R5.2.20~ R5.2.21	立会	JOYO-66-1

*1:試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則

*2:立会:立会確認、保安:保安記録確認

「常陽」原子炉施設 施設管理実施計画

大洗研究所

高速実験炉部 高速炉第1課

高速炉第2課

放射線管理部 放射線管理第1課

制改定一覧

「常陽」原子炉施設 施設管理実施計画

	「吊肠」原」於他以		生大旭山			
番号	制改定日、施行日、制改定理由等	承 認 高速実験 炉部長	同 意 原子炉主 任技術者	確 認 放射線 管理部長	策	定
制定 0	制定 2020年12月25日 施行 2021年1月1日 大洗研究所(南地区)原子炉施設保安規定第 135条の4に基づき制定した。					
改定 1	改定 2021年3月25日 施行 2021年3月25日 設備保全整理表の見直しに伴い改定した。					
改定 2	改定 2021年6月1日 施行 2021年6月1日 規制庁への定期事業者検査終了報告(令和2年度分)時のコメントを受け、設備保全整理表の見直し及び定期事業者検査要否整理表の検査名称等の見直しに伴い改定した。					
改定 3	改定 2021年8月18日 施行 2021年8月18日 安核部品証課主催の保全ガイド趣旨説明会 を受け、設備保全整理表及び検査要否整理表の 見直しを行った。					
改定 4	改定 ユー・・・・ 年 6 月 /3 日 施行 大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント 計画書 (QS-P12) の改定及び関連業連 (21 大検 (業) 090601) を受け、設備保全整理表及び検査 要否整理表の見直しを行った。					

(目的)

第1条 本計画は、高速実験炉「常陽」原子炉施設(以下「「常陽」原子炉施設」という。)の施設管理に当たり、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」(以下「試験炉規則」という。)第9条第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)として定めたものである。

(第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

- 第2条 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、大洗研究所(南地区)原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)第5編第135条の4【施設管理実施計画等の策定】の定めにより、「常陽」原子炉施設の「施設管理実施計画」を作成する。本計画の始期は定期事業者検査を開始する日とし、期間は次回定期事業者検査の開始前日(定期事業者検査が終了した日以降12月を超えない時期(判定期間が13月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期)を含む)までとする。
- 2 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の計画の作成に当たっては、 大洗研究所「原子炉施設等品質マネジメント計画書」並びに高速実験炉部「業務の管理要領」(放射 線管理第1課長においては、放射線管理部「業務の計画管理要領」とする。)に基づき、必要な手続 きを行う。

(第4号ロ 設計及び工事)

- 第3条 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する「常陽」原子炉施設の安全施設の設備・機器について、原子炉の出力低下を必要とする保修並びに原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可を必要とする保修を行う場合は、保安規定第5編第140条【保修】の定めにより、「保修計画書」を作成し、それに基づき業務を実施する。
- 2 高速炉第1課長、高速炉第2課長又は放射線管理第1課長は、「常陽」原子炉施設の改造を行う場合は、保安規定第5編第142条【改造】の定めにより、あらかじめ「改造計画書」を作成し、それに基づき業務を実施する。
- 3 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、第1項及び第2項の計画の作成及 び業務の実施に当たっては、大洗研究所「原子炉施設等品質マネジメント計画書」及び「調達管理 要領」並びに高速実験炉部「設計・開発管理要領」(放射線管理第1課長においては、放射線管理部 「設計・開発管理要領」とする。)に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視)

- 第4条 高速炉第1課長は、「常陽」原子炉施設及び設備について、保安規定第5編第130条【巡視】 並びにその他下部要領に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。
- 2 放射線管理第1課長は、放射線管理マニュアル(放1-SR-01)に基づき、 当該施設の保安のため の巡視を行う。
- 3 高速炉第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の巡視の実施に当たっては、大洗研究所「原子 炉施設等品質マネジメント計画書」並びに高速炉第1課長においては、高速実験炉部「業務の管理 要領」(放射線管理第1課長においては、放射線管理部 「業務の計画管理要領」とする。)に基づ

き、必要な手続きを行う。

(第4号二 点検等の方法、実施頻度及び時期)

- 第5条 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する「常陽」原子炉施設の安全施設の設備・機器について、保安規定第5編第135条の4【施設管理実施計画等の策定】の定めにより、当該施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別)を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を作成する。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 「設備保全整理表」に記載する点検等の方法については、それらの手順を示した要領書等を示した索引番号等に代えることができる。
- 3 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検等の実施に当たっては、 大洗研究所「原子炉施設等品質マネジメント計画書」及び「調達管理要領」並びに高速実験炉部「監 視機器及び測定機器の管理要領」及び「検査及び試験の管理要領」(放射線管理第1課長においては、 放射線管理部「監視機器及び測定機器の管理要領」及び「検査及び試験の管理要領」とする。)並び に「常陽」原子炉施設の「定期事業者検査計画書」及び「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者 検査計画書」及び「使用前事業者検査要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ホ 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置)

- 第6条 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する「常陽」原子炉施設の安全施設の設備・機器について、第3条の工事及び第5条の点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第2編【放射線管理】並びに大洗研究所「大洗研究所(南地区)放射線安全取扱要領」の定めにより、必要な措置を講じる。
- 2 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の措置に当たっては、大洗研究所「原子炉施設等品質マネジメント計画書」並びに高速実験炉部「業務の管理要領」(放射線管理第1課長においては、放射線管理部「業務の計画管理要領」とする。)に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号へ 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価)

- 第7条 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する「常陽」原子炉施設の安全施設の設備・機器に係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視の結果及び第5条の 点検、検査等の結果について、保安規定第5編第135条の6【保全活動の有効性評価及び改善】 の定めに基づき、確認及び評価を行う。
- 2 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の確認及び評価に当たっては、 大洗研究所「原子炉施設等品質マネジメント計画書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善)

第8条 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する「常陽」原子炉施設の安全施設の設備・機器について、前条の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、保安規定第5編第135条の6【保全活動の有効性評価及び改善】の定めに基づき、必要な改善を行う。

2 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の改善の実施に当たっては、 大洗研究所「原子炉施設等品質マネジメント計画書」並びに「不適合管理並びに是正処置及び未然 防止処置要領」(ただし、後者については、未然防止処置として実施する予防処置に関する事項に限 る。) に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号チ 施設管理に関する記録)

第9条 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する「常陽」原子炉施設の安全施設の設備・機器に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、大洗研究所「文書及び記録の管理要領」並びに高速実験炉部「文書及び記録の管理手順」(放射線管第1課長においては、放射線管理部の「文書及び記録の管理手順」とする。)に基づき、管理する。

添付書類

- 1. 設備保全整理表(様式1)
- 2. 定期事業者検査要否整理表(様式2)

設備保全整埋表	(「吊陵」原士 -		備機器		※ 一部	故障後交換あり T			<mark>長期停止中における機能維持対象設備</mark> 戸長期停止中における機能維持対象設備以 *				-る)	乗 <u>食</u> 寺を参考 □長期保守	情報として	(記載)	(様式1)
		对 承 以	VM 1322 16.0°						点検頻度(◎保安規定、○使用手引等、		ch++	n+ #0		一区州体リ			
許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全方式	事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	原子炉 運転 運転中 停止中	△課長制定文書等) - () 付きは事後保全における 自主的な点検を示す。	要領書 索引番号	原子炉運転中	運転	点検補修	更新計画	要領書 索引番号	備考	担当課室
. 位置、口. 一般構造	一般構造	原子炉建物		〇低	事後			Æ#41 17 E 1	(△月例(年次))	MWIM-20-070	0	0				長期施設管理方 針対象	高速炉第2課
		原子炉附属建物		〇低	事後				(△月例(年次))	MWIM-20-070	0	0				長期施設管理方針対象	高速炉第2課
			主排気筒	●高	時間※				△月例(年次)	MWIM-20-070	0	0				エ ハ 外	高速恒笙2課
		主冷却機建物			事後				(△月例(年次))	MWIM-20-070	0	0				長期施設管理方 針対象	
			ボイラー煙突 ディーゼル発電機排気管 		事後時間※				(△月例(年次)) <mark>△月例(年次</mark>)	MWIM-20-070 MWIM-20-070	0	0					高速炉第2課高速炉第2課
		第一使用済燃料貯蔵建物		〇低	事後				(△月例(年次))	MWIM-20-070	0	0				長期施設管理方針対象	高速炉第2課
			排気筒		事後				(△月例(年次))	MWIM-20-070							高速炉第2課
		第二使用済燃料貯蔵建物	排気筒		事後				(△月例(年次)) (△月例(年次))	MWIM-20-070 MWIM-20-070	0	0				長期施設管理方 針対象	
			拼风同		事後				(△月例(年次))	MWIM-20-070	0	0				長期施設管理方	高速炉第2課
			排気筒		事後				(△月例(年次))	MWIM-20-070						型 八 多	高速炉第2課
				〇低	事後				(△月例(年次))	廃棄物処理建 家定検マニュ		0				長期施設管理方針対象	高速炉第1課
		700×137C-127E13		0,3	714				(=7/12/1/37/	アル 廃棄物処理建		Ŭ.				針対象	IDIZEN STIER
			排気筒	〇低	事後				(△月例(年次))	家定検マニュ		0					高速炉第1課
		「常陽」変電所		〇低	事後				(△月例(年次))	アル MWIM-20-070							高速炉第2課
		<u>スタックモニタ―室</u> 廃液トレンチ			事後 事後				(△月例(年次)) (△月例点検)	MWIM-20-070 MWIM-20-008-	0	0					高速炉第2課 高速炉第2課
		旧廃棄物処理建物 純水ポンプ小屋		〇低	事後事後												環境技術課 高速炉第1課
		水モニタ―建物		〇低	事後												放射線管理第1
		D G実負荷小屋 滅菌室		〇低	事後 事後												高速炉第2課 高速炉第2課
		運転管理棟 放射線管理棟		O低 O低	事後 事後												高速炉第1課 高速炉第1課
 原子炉本体 グイン炉心 	炉心	(過剰反応度) (原子炉停止余裕)			, ,	●過剰反応度検査 ●原子炉停止余裕検査	(I-401)* (I-303)*	0 ×									高速炉技術課
(1) N -0		(最大反応度付加率)				●最大反応度付加率検査	(I-302)*	O ×									高速炉技術課高速炉技術課
		(反応度抑制効果) (冷却材飽和値)				●反応度抑制効果検査 ●冷却材飽和値確認検査	(I -301)* (I -501)*	O x									高速炉技術課 高速炉技術課
		_(線量率) (放射性物質濃度)				●線量率の測定検査●放射性物質濃度測定検査	(I -601) * (I -602) *	0 ×									放射線管理第1 放射線管理第1
(口) 燃料体	燃料体	炉心燃料集合体		●高	時間	(●使用前事業者検査) ● F P漏洩検査	(随時)	0 0	受入時 炉内装荷時	IRAF-受入-01 JCM-10-05	×	0					高速炉照射課 高速炉第1課
(P) Siller Pr	Six of Pr	N TO SECTION OF			H-) [H]	●温度確認検査 (●使用前事業者検査)	(Ⅲ-001, Ⅲ-002)* (随時)		受入時	IRAF-受入-01							高速炉技術課高速炉照射課
		照射燃料集合体		●高	時間	● F P漏洩検査 ●温度確認検査	(Ⅲ-001, Ⅲ-002)*	0 0	炉内装荷時	JCM-10-05 IRAF-受入-01	×	0					高速炉第1課 高速炉技術課 高速炉照射課
(ハ) 減速材及び反射材の種類	反射材等	反射体		●高		(●使用前事業者検査)	(随時)	× O	受入時 炉内装荷時 受入時	JCM-10-05 IRAF-受入-01		0					高速炉第1課
		遮へい集合体 		●高	時間	(●使用前事業者検査)	(随時)	× O	炉内装荷時	JCM-10-05	×	0				E 如长乳类用于	古 油炉体1部
(二) 原子炉容器	原子炉容器	144		●高	時間				サーベイランス試験(必要時)		×	0				長期施設管理方 針対象	
(ホ) 放射線遮へい体	回転プラグ(炉心上部機を含む)	構 回転プラグ		◎中	時間	〇作動検査	((2課) I-710)*	× O	◎停止後 △自主点検	OMP-01	×	0					高速炉第2課 高速炉第1課
			回転プラグ駆動装置	◎中	時間	●作動検査	((2課) I-710)*	× O	△自主点検 分解点検(1回/5定検)		×	0					高速炉第2課
(へ) その他の主要な事項	炉心構造物			●高	時間				サーベイランス試験(必要時)		×	0				長期施設管理方針対象	高速炉技術課
ニ. 核燃料物質の取扱・貯蔵 ^布 設	核燃料物質取扱設備	燃料交換機		◎中	時間	〇作動検査	((2課) I-710)*	× O	◎停止後 △自主点検	OMP-01	×	0				217720	高速炉第2課 高速炉第1課
^{心改} (イ)核燃料物質取扱設備			 燃料交換機グリッパ	◎中	時間	●作動検査	((2課) I-710)*	× O	△自主点検		×	0					高速炉第2課
								× 0	分解点検(1回/1定検) (△自主点検)		×	0					
			燃料交換機ドアバルブ	O低		〇作動検査	((2課) I-710)*		(分解点検(1回/4定検)) △自主点検								高速炉第2課
			燃料交換機孔ドアバルブ 	◎中	時間	〇作動検査	((2課)I-710)*	× O	分解点検(1回/4定検) (△自主点検)		×	0					高速炉第2課
		-	ホールドダウン軸	〇低	事後	〇作動検査	((2課) I-710)*	× O	(分解点検(1回/4定検))		×	0					高速炉第2課
		燃料出入機		◎中	時間	〇作動検査	((2課) I-711)*	× O	◎停止後 △設備・機器の作動確認 △自主点検	0MP-01 長停-1-NY	×	0					高速炉第2課 高速炉第1課
			燃料出入機グリッパ	◎中	時間	●作動検査	((2課) [-711)*	× O	△設備・機器の作動確認 △自主点検 分解点検(1回/1定検)	長停-1-NY	×	0					高速炉第2課 高速炉第1課
			燃料出入機ドアバルブ	〇低	事後	●作動検査	((2課) I-711)*	× O	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検)	長停-1-NY	×	0					高速炉第2課 高速炉第1課
			移動用台車	〇低	事後	●作動検査	((2課) I-711)*	× O	(分解点検 (SF約120体取扱 (△設備・機器の作動確認) (△自主点検)	長停-1-NY	×	0					高速炉第2課 高速炉第1課
			燃料出入機本体コフィン	◎中	時間	○外観検査	((2課)Ⅲ-023)*	× O	(分解点検(1回/6定検)) △設備・機器の作動確認 △自主点検	長停-1-NY	×	0					高速炉第2課 高速炉第1課
			1=>== - 2.10		24.55	0 /c = 1 /c =	((O=m) 1 744)		漏洩確認 (1回/1定検) △設備・機器の作動確認	E/E 4 ***							高速炉第1課
		トランスファーロータ	トランスファーロータ本体 	◎中	時間	〇作動検査 	((2課) I-711)*	× O	△自主点検 (△設備・機器の作動確認)	長停-1-NY	×	0					高速炉第1課
						1	1			1	1						高速炉第2課
			ドアバルブ	〇低	事後	〇作動検査	((2課) I-711)*	× O	(△自主点検) (分解点検(1回/6定検))	長停-1-NY	×	0					高速炉第1課

		対 象 設	備機器		※ 一即以降後又揆のう		供用		ア区別庁エヤにおける彼能権付外条政備以 は は	7110 20 000	が行入して利工			期保守		T
許可書 記載事項	大項目	中項目	小項目	保全	保全 事業者検査項目(● 立会確認、◎抜取確	要領書	実施田	時期	点検頻度(◎保安規定、○使用手引等、 △課長制定文書等)	要領書	実施	施時期	点検補修 更	新計画 要領書		担当課室
11年4年7月	(施設)	(設備)	(機器)	重要度	方式 認、○記録確認、△保安記録確認)	(*旧要領書番号)	原子炉 運転中		() 付きは事後保全における 自主的な点検を示す。	索引番号		運転 停止中	点快情 修 文	^{利 司 回} 索引番 ⁵	를 	
		燃料取扱用キャスクカー		⊚中	時間 〇作動検査	((2課) I-711)*	×	0	◎停止後 △設備・機器の作動確認 △自主点検	OMP-01 長停-1-NY	×	0				高速炉第2課 高速炉第1課
			キャスクカーグリッパ	◎中	時間 ●作動検査	((2課) I-711)*	×	0	□□□ (長停-1-NY	×	0				高速炉第2課 高速炉第1課
			キャスク本体	◎中	時間 〇外観検査	((2課) Ⅲ-024)*	×	0	△設備・機器の作動確認 △自主点検	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課 高速炉第1課
		-	走行台車	◎中	時間 ●作動検査	((2課) I-711)*	×	0	漏洩確認 (1回/1定検) △設備・機器の作動確認 △自主点検	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課 高速炉第1課
			冷却器	◎中	時間 〇冷却能力確認検査	((2課) I-701(1))*	×	0	分解点検 (1回/6定検) △設備・機器の作動確認 △自主点検	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課 高速炉第1課
		-	循環ブロワ	◎中	時間※ 〇冷却能力確認検査	((2課) I-701(1))*	×	0	分解点検 (1回/6定検) △設備・機器の作動確認 △自主点検	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課
			キャスクカードアバルブ	〇低	事後 ●作動検査	((2課) I-711)*	×	0	分解点検 (1回/4定検) (△設備・機器の作動確認) (△自主点検)	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課高速炉第1課
		ナトリウム洗浄装置		◎中	時間 〇作動検査	((2課) I-711)*	×	0	(分解点検(SF約120体取扱 ◎停止後 △設備・機器の作動確認	OMP-01 長停-1-NY	×	0				高速炉第2課高速炉第1課
			燃料洗浄槽	◎中	時間 ○作動検査	((2課) I-711)*	×	0	△自主点検 △設備・機器の作動確認 △自主点検	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課
			洗浄槽床ドアバルブ	〇低	事後 ○作動検査	((2課) I-711)*	×	0	回転機構:分解点検(1回/6定 (△設備・機器の作動確認) (△自主点検)	長停-1-NY	×	0				高速炉第1課
			アルゴンガス循環ブロワ		時間※ 〇冷却能力確認検査	((2課) I-701(2))*	×	0	(分解点検(1回/6定検)) △設備・機器の作動確認 △自主点検	長停-1-NY	×	0				高速炉第1課高速炉第2課
			アルゴンガス冷却器	◎中	時間 〇冷却能力確認検査	((2課) I-701(2))*	×	0	分解点検(1回/4定検) △設備・機器の作動確認	長停-1-NY	×	0				高速炉第1課
			, ルコンガス/市却品	₩ Т	四月间	((2課)1-701(2))本	^		△自主点検 分解点検(1回/2定検) ◎停止後	OMP-01	^					高速炉第1課
		燃料集合体缶詰装置	缶詰装置	◎ 中	時間 〇作動検査	((2課) I-711)*	×	0	△設備・機器の作動確認 △自主点検 分解点検 (1回/4定検)	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課
		新燃料貯蔵設備	装填燃料移送機	〇低	事後 〇作動検査	((2課) I-711)*	×	0	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/4定検))	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課 高速炉第1課
			装填燃料移送機グリッパ	〇低	事後 ●作動検査	((2課)I-711)*	×	0	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/4定検))	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課 高速炉第1課
			移動用台車	〇低	事後 ●作動検査	((2課) I-711)*	×	0	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/4定検))	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課 高速炉第1課
			ドアバルブ	〇低	事後 ●作動検査	((2課) I-711)*	×	0	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/6定検))	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課 高速炉第1課
		使用済燃料貯蔵設備		◎中	時間 〇作動検査	((2課) I-711)*	×	0	◎停止後△設備・機器の作動確認	OMP-01 長停-1-NY	×	0				高速炉第2課 高速炉第1課
			回転移送機	◎中	時間 〇作動検査	((2課) I-711)*	×	0	△自主点検 △設備・機器の作動確認 △自主点検	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課 高速炉第1課
			回転移送機グリッパ	◎中	時間 ●作動検査	((2課) I-711)*	×	0	△設備・機器の作動確認 △自主点検 分解点検(1回/4定検)	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課 高速炉第1課
			燃料移送機	〇低	事後 〇作動検査	((2課) I-711)*	×	0	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (△設備・機器の作動確認)	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課高速炉第1課
			走行台車	〇低	事後 ●作動検査	((2課) I-711)*	×	0	(△自主点検) (分解点検(1回/6定検)) (△設備・機器の作動確認)	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課高速炉第1課
		第一使用済燃料貯蔵建物区	燃料移送機グリッパ	〇低		((2課) I-711)*	×	0	(公自主点検) (分解点検(1回/2定検)) (公設備・機器の作動確認)	長停-1-NY	×	0				高速炉第2課 高速炉第1課 高速炉第2課
		使用済燃料貯蔵設備		〇低		((2課) [-712)*	0	0	(△自主点検) (△設備・機器の作動確認)	長停-1-NY	×	0				高速炉第1課
			走行台車	〇低		((2課) I-712)*	0	0	(△自主点検) (分解点検(1回/6定検)) (△設備・機器の作動確認)	長停-1-NY	×					高速炉第1課
		第二使用済燃料貯蔵建物区	燃料移送機グリッパ	〇低		((2課) I-712)* ((2課) I-713)*	0	0	(△自主点検) (分解点検(1回/3定検)) (△設備・機器の作動確認)	長停-1-NY 長停-1-NY	×	0				高速炉第1課 高速炉第2課
		使用済燃料貯蔵設備	走行台車	〇低	事後 ●作動検査	((2課) [-713)*	0	0	(△自主点検) (△設備・機器の作動確認) (△自主点検)	長停-1-NY	×	0				高速炉第1課 高速炉第2課 高速炉第1課
			燃料移送機グリッパ	〇低	事後 ●作動検査	((2課) I-713)*	0	0	(分解点検(1回/6定検)) (△設備・機器の作動確認) (△自主点検)	長停-1-NY	×	0				高速炉第1課
(口) 核燃料物質貯蔵設備	核燃料物質貯蔵設備	原子炉附属建物内新燃料即	2	〇低	時間 ●外観検査	J0Y0-26-2 [検査室]	0	0	(分解点検(1回/3定検)) △自主点検						長期停止中検査	
		成設備 第一使用済燃料貯蔵建物区 新燃料貯蔵設備			時間 ●外観検査 ●外観検査	J0Y0-26-2 [検査室]	0	0	△自主点検						長期停止中検査	1
		新燃料貯蔵設備 原子炉附属建物内使用済物 料貯蔵設備		◎中	時間 ●外観検査	J0Y0-26-2 [検査室]	0	0	◎停止後 △自主点検	OMP-01 MWIM-20-062	0	0			長期停止中検査	高速炉第2課
			水処理設備(水冷却池、使用済 燃料集合体含む)	◎中	時間 ●浄化能力確認検査	J0Y0-26-1 [検査室]	0	0	△月例点検 △自主点検 計器校正(年次)	MWIM-20-062	0	0			長期停止中検査	
			総付来口仲 召€/						△月例点検							

設備保全整理表(「常陽」原子炉施設) 原子炉長期停止中における機能維持対象設備(それ以外の設備については旧基準に基づく検査等を参考情報として記載) (様式1) (原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する) ※ 一部故障後交換あり 中長期保守 対 象 設 備 機 器 点検頻度(◎保安規定、○使用手引等、 実施時期 許可書 記載事項 要領書 △課長制定文書等) 実施時期 大項目 (施設) 事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確 要領書 索引番号 備考 担当課室 中項目 小項目 保全 要領書 索引番号 点検補修 更新計画 (機器) 重要度 認、○記録確認、△保安記録確認) (*旧要領書番号) 原子炉 () 付きは事後保全における 原子炉 運転 運転 運転中 停止中 自主的な点検を示す 運転中 停止中 MWTM-20-062 高速恒策2課 ●水冷却池漏えい検査 J0Y0-26-3 [検査室] 水冷却池 ⊚中 0 0 放射線管理マ 0 長期停止中検査 放射線管理第1調 J0Y0-20, 21, 26-4 [検査室] △液位、線量当量率確認 日侧占焓 高速炉第1課 日常巡視(1回/日) J0Y0-41-1 [検査室] 0 0 水冷却池液位計 ◎中 時間 △警報確認 0 計器校正 (年次) MWIM-20-062 0 長期停止中検査 高速炉第2課 0 0 水冷却池水循環ポンプ ⊚中 時間※ ●浄化能力確認検査 J0Y0-26-1 [検査室] 0 分解点検(1回/3年) MWIM-20-062 0 長期停止中検査 高速炉第2課 J0Y0-26-1 [検査室] 0 時間 ●浄化能力確認検査 0 0 開放点検(1回/5年) MWIM-20-062 0 長期停止中検査 高速炉第2課 水冷却池水冷却器 0 0 0 水冷却池水イオン交換塔 時間※ ●浄化能力確認検査 J0Y0-26-1 [検査室] MWIM-20-062 0 長期停止中検査 高速炉第2課 月例点検 第一使用済燃料貯蔵建物内 貯蔵ラック 長期停止中検査 高速炉第1課 0 ⊚中 0 0 時間 ●外観検査 J0Y0-26-2 [検査室] 1自主点検 0 使用済燃料貯蔵設備 MWIM-20-063 月例点検 水冷却浄化設備(水冷却池、使 J0Y0-26-1 [検査室] 0 0 ⊚中 0 0 時間 ●浄化能力確認検査 計器校正 (年次) MWIM-20-063 長期停止中検査 高速炉第2課 用済燃料集合体含む) 月例点検 MWIM-20-063 高速炉第2課 ●水冷却池漏えい検査 J0Y0-26-3 [検査室] 水冷却池 ⊚中 時間 0 放射線管理マ 0 長期停止中検査 放射線管理第1調 J0Y0-20, 21, 26-4 [検査室] △液位、線量当量率確認 1月例点検 高速炉第1課 日常巡視(1回/日) 0 0 ◎中 △警報確認 J0Y0-41-1 [検査室] 0 MWIM-20-063 0 長期停止中検査 高速炉第2課 水冷却池液位計 時間 計器校正 (年次) J0Y0-26-1 [検査室] 0 0 ⊚中 0 0 冷却水循環ポンプ 時間※ ●浄化能力確認検査 分解点検(1回/3年) MWIM-20-063 長期停止中検査 高速炉第2課 冷却器 0 0 0 時間※ ●浄化能力確認検査 J0Y0-26-1 [検査室] 開放点検(1回/5年) MWIM-20-063 0 長期停止中検査 高速炉第2課 浄化脱塩塔 ⊚中 時間※ ●浄化能力確認検査 J0Y0-26-1 [検査室] 0 0 MWIM-20-063 0 0 長期停止中検査 高速炉第2課 月例点検 第二使用済燃料貯蔵建物内 貯蔵ラックA 0 0 0 時間 ●外観検査 J0Y0-26-2 [検査室] 1自主点検 0 長期停止中検査 MWIM-20-064 日例点検 高速炉第2課 0 0 0 貯蔵ラックB ⊚中 時間 ●外観検査 J0Y0-26-2 [検査室] 4自主点検 0 長期停止中検査 MWIM-20-064 水冷却浄化設備(水冷却池、使 0 0 J0Y0-26-1 [検査室] 0 MWIM-20-064 長期停止中検査 高速炉第2課 ◎中 時間 ●浄化能力確認検査 計器校正 (年次) 0 用済燃料集合体含む) MWIM-20-064 高速炉第2課 J0Y0-26-3 [検査室] J0Y0-20, 21, 26-4 [検査室] ●水冷却池漏えい検査 水冷却池 0 放射線管理マ 0 長期停止中検査 放射線管理第1認 △液位、線量当量率確認 月例点検 高速炉第1課 日常巡視(1回/日) 0 J0Y0-41-1 [検査室] 0 水冷却池液位計 ◎中 時間 △警報確認 0 計器校正 (年次) MWIM-20-064 0 長期停止中検査 高速炉第2課 0 J0Y0-26-1 [検査室] 0 0 分解点検(1回/5年) MWIM-20-064 0 水冷却池水循環ポンプ 時間※ ●浄化能力確認検査 長期停止中検査 高速炉第2課 ⊚中 J0Y0-26-1 [検査室] 0 0 MWIM-20-064 0 ろ過器 時間 ●浄化能力確認検査 0 長期停止中検査 高速炉第2課 月例点検 J0Y0-26-1 [検査室] 0 0 0 0 浄化脱塩塔 ◎中 時間 ●浄化能力確認検査 MWIM-20-064 長期停止中検査 高速炉第2課 冷却器 時間※ ●浄化能力確認検査 J0Y0-26-1 [検査室] 0 0 開放点検(1回/7年) MWIM-20-063 0 0 長期停止中検査 高速炉第2課 △自主点検 MWIM-20-012 △月例点検 〇外観検査 高速炉第2課 木. 原子炉冷却系統施設 1次冷却系主循環ポンプ 0 1 次冷却系設備 1次主冷却系 時間 0 FPSIM-001 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点 ((2課) Ⅱ-301)* ●作動検査 高速炉第1課 長停-1-PY (人自主点棒) 1次冷却系主循環ポンプ(主電動 (分解点検(5定検)) 〇低 0 (イ) 1次冷却系設備 事後 ●作動検査 ((2課) Ⅱ-301)* 0 MWIM-20-012 0 高速炉第2課 (絶縁抵抗測定 (1定検又は年 △自主点検 主中間熱交換器 時間 〇外観検査 66-1 × 0 MWIM-20-012 0 高速炉第2課 △月例点検 △自主点検 ○外観検査 配管及び機器 時間 × 0 MWIM-20-012 0 高速炉第2課 O供用期間中検査 ((2課)Ⅲ-001)*]例点検 の記動前 OMP-01 △白主点検 1次冷却系主循環ポンプポニー 高速恒笙2課 時間 ●作動検査 ((2課) I-104)* 0 MWIM-20-012 0 ●高 分解点検(5定検) モータ 高速炉第1課 **人日**例占給 長停-1-PY △設備・機器の作動確認 ポンプオーバフローコラム ●高 時間 〇外観検査 × 0 MWIM-20-012 × 0 高速炉第2課 日例点检 高速炉第2課 ●高 時間 〇外観検査 0 MWIM-20-012 1次主冷却系温度計ウェル 0 × (△自主点検) MWM-20-022 0 配管支持装置 〇低 事後 (外観点検(100%/10定検)) 高速炉第2課 MWIM-20-012 △自主点検 MWIM-20-025 〇外観検査 高速炉第2課 △月例点検 0 (口) 2次冷却系設備 2次冷却系設備 2次主冷却系 2次冷却系主循環ポンプ 時間 0 FPSIM-002 0 ((2課) Ⅱ-304)* △原子炉保護系点検(原子炉起動前点 高速炉第1課 長停-1-PY <u>△</u> (△自主点検: 2次冷却系主循環ポンプ(電動 (分解点検 (運転時間20000時 〇低 事後 ●作動検査 ((2課) Ⅱ-304)* 0 MWIM-20-025 0 0 高速炉第2課

※ 一部故障後交換あり (原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する) 中長期保守 対 象 設 備 機 器 点検頻度(◎保安規定、○使用手引等、 実施時期 実施時期 許可書 記載事項 要領書 △課長制定文書等) 大項目 (施設) 事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確 要領書 索引番号 備考 担当課室 中項目 小項目 保全 更新計画 索引番号 (*旧要領書番号) 点検補修 (機器) 重要度 認、○記録確認、△保安記録確認) 索引番号 原子炉 () 付きは事後保全における 原子炉 運転 運転中 停止中 自主的な点検を示す 運転中 停止中 . 型放占給 (1定格) 主冷却機 (主冷却器) ●高 時間 〇外観検査 0 MWIM-20-025 0 0 高速炉第2課 伝熱管肉厚測定(1定検) (人白主点棒) (出口ダンパ電動機絶縁抵抗測定 MWIM-20-025 高速恒笙2課 主冷却器出入口ダンパ 〇低 事後 〇作動検査 ((2課) Ⅱ-305)* 0 0 0 (1定検)) 長停-1-PY 高速炉第1課 (△月例点検) (△設備・機器の作動確認)(◎停止後) (△自主点検) OMP-01 (軸受点棒(1定棒) 高速炉第2課 主送風機 〇低 事後 〇作動検査 ((2課) Ⅱ-306)* 0 MWIM-20-025 0 0 (開放点検(1定検)) 高速炉第1課 (分解点検(1回/35000時間)) 長停-1-PY (△月例点検) (△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1定検)) MWIM-20-025 高速炉第2課 ((2課) Ⅱ-305)* 0 0 0 主送風機インレットベーン 〇低 事後 〇作動検査 (△月例点検) 長停-1-PY 高速炉第1課 (<u>△設備・機器の作動確認)</u> △自主点検 高速炉第2課 MWIM-20-025 時間 〇外観検査 66-1 0 0 0 0 配管及び機器 ●高 1月例点検 2次主冷却系オーバフロータン △白主点検 0 ●高 時間 〇外観検査 66-1 0 MWIM-20-025 0 0 高速炉第2課 月例点検 1自主点検 66-1 0 MWIM-20-025 0 0 高速炉第2課 2次主冷却系温度計ウェル 〇外観検査 △月例点検 (△自主点検 「外観点検(100%/10定検、ただし MWM-20-023」 配管支持装置 (ミニスナバ) 〇低 0 高速炉第2課 1回/1定検として実施)) MWIM-20-025 (△自主点検) MWM-20-023 配管支持装置(オイルスナバ) 〇低 事後 (外観点検 (100%/1定検)) 0 0 高速炉第2課 MWIM-20-025 MWIM-20-025 高速炉第2課 アキュムレータタンク電磁弁 〇低 事後 0 0 △設備・機器の作動確認) (ハ) 非常用冷却設備 補助冷却設備 補助冷却1次系 補助中間熱交換器 ●高 時間 〇外観検査 0 高速炉第2課 開放点検(不定期、ただし絶縁抵抗 OMP-01 時間 ○外観検査 ● (一部〇) 作動検査 高速炉第2課 補助冷却1次系循環ポンプ 測定結果による) MWIM-20-012 0 ●高 0 ((2課) I-105)* 高速炉第1課 絶縁抵抗測定(1定検) 長停-1-PY △月例点検 △設備・機器の作動確認 補助冷却1次系循環ポンプ制御 内部点検(1定検) ((2課) I-105)* 0 ●高 時間 ● (一部〇) 作動検査 0 MWIM-20-012 0 高速炉第2課 装置 (制御盤) 絶縁抵抗測定(1定検) 日侧占焓 配管及び機器 電動弁(サイフォンブレーク弁 (V32.1-6,7,8,9)、炉容器入口 66-1 高速炉第2課 時間 〇外観検査 MWIM-20-012 高速炉第2課 MWIM-20-012 分解点検 (100%/4定検) ●高 時間 〇外観検査 66-1 0 0 △月例点検 止め弁(V32.1-3)、炉容器出口 長停-1-PY 高速炉第1課 △<u>設備・機器の作動確認</u> (△自主点検) MWM-20-022 配管支持装置 〇低 事後 (外観点検 (100%/10定検)) 0 高速炉第2課 MWIM-20-012 (△月例点検) △自主点検 開放点検(不定期、ただし絶縁抵抗 〇外観検査 補助冷却2次系循環ポンプ 時間 0 MWIM-20-025 0 0 高速炉第2課 補助冷却2次系 ●高 測定結果による) 絶縁抵抗測定(1定検) 1 白主点検 〇外観検査 MWM-20-011 補助冷却器 時間 0 0 0 0 高速炉第2課 開放点検 (1定検) MWIM-20-025 ム自主点検 MWM-20-011 分解点検(1回/35000時間) MWIM-20-025 0 0 高速炉第2課 補助送風機 ●高 時間 〇作動検査 ((2課) I-109)* 0 長停-1-PY 1月例点検 △設備・機器の作動確認 △自主点検 分解点検(1定検) MWM-20-011 MWIM-20-025 出口ダンパ電動機絶縁抵抗測定(1 高速炉第2課 補助冷却器出入口ダンパ 時間 0 ●高 0 高速炉第1課 長停-1-PY △月例点検 △設備・機器の作動確認 △自主点検 MWM-20-011 高速炉第2課 補助送風機ベーン ●高 時間 分解点検 (1定検) MWIM-20-025 0 0 高速炉第1課 長停-1-PY △月例点検 △設備・機器の作動確認 △自主点検 電動弁絶縁抵抗測定(1定検) 電動弁絶縁抵抗測定(1定検) 分解点検(電動弁:1回/4定検、充 会:1回/2定検または1回/3年) 補助冷却2次系弁類(電動弁、充 高速炉第2課 ●高 時間 〇外観検査 0 0 0 0 高速炉第1課 填弁:1回/2定検または1回/3年) △月例点検 △設備・機器の作動確認 △自主点検 66-1 0 配管及び機器 ●高 時間 〇外観検査 0 MWIM-20-025 0 0 高速炉第2課 <u>△月例点検</u> (△自主点検: 配管支持装置(ミニスナバ、メ (外観点検 (100%/10定検、ただし MWM-20-023 〇低 事後 0 0 高速炉第2課 |回/1定検として実施)) MWIM-20-025 カニカルスナバ) (△月例点検) (△自主点検) MWM-20-023 配管支持装置(オイルスナバ) 〇低 事後 0 0 高速炉第2課 (外観点検(100%/1定検)) MWIM-20-025

※ 一部故障後交換あり (原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する) 中長期保守 対 象 設 備 機 器 点検頻度(◎保安規定、○使用手引等、 実施時期 実施時期 許可書 記載事項 要領書 △課長制定文書等) 大項目 (施設) 事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確 要領書 備考 担当課室 中項目 小項目 保全 要領書 更新計画 索引番号 (*旧要領書番号) 点検補修 重要度 認、○記録確認、△保安記録確認) 原子炉 () 付きは事後保全における 原子炉 運転 運転中 停止中 自主的な点検を示す 運転中 停止中 △自主点検) MWIM-20-025 高速炉第2課 アキュムレータタンク電磁弁 〇低 事後 0 0 (人日侧占焓) 長停-1-PY 高速炉第1課 (△設備・機器の作動確認) O外観検査 冷却材ナトリウム純化設備 1次冷却材純化系 コールドトラップ (△月例点検) MWIM-20-012 0 高速炉第2課 (二) その他 事後 0 ((2課)Ⅲ-002)* つ純度確認検査 コールドトラップエコノマイザ 〇低 0 (△月例点検) MWIM-20-012 0 高速炉第2課 〇外観検査 開放点検(不定期、ただし絶縁抵抗 〇外観検査 電磁ポンプ ⊚中 時間 0 測定結果による) MWIM-20-012 0 高速炉第2課 ●作動検査 ((2課) Ⅱ-302)* 絶縁抵抗測定 (1定検) 内部占権 (1定権) 電磁ポンプ制御装置(制御盤) ●高 時間 ●作動検査 ((2課) Ⅱ-302)* 0 MWIM-20-012 0 0 高速炉第2課 絶縁抵抗測定(1定検) △月<u>例点検</u> (△月例点検) プラギング計エコノマイザ 〇低 MWIM-20-012 高速炉第2課 事後 〇外観検査 × 分解点検 (100%/4定検) MWIM-20-012 高速炉第2課 1次冷却材純化系弁類(電動弁) 時間 0 △月例点検 長停-1-PY 高速炉第1課 △設備・機器の作動確認 配管及び機器 △月例点検 (△月例点検 1次冷却材サンプリング系 〇低 事後 〇外観検査 MWIM-20-012 × × MWM-20-022 MWIM-20-012 0 高速炉第2課 配管支持装置 〇低 事後 (外観点検(100%/10定検)) 2次冷却材純化系 コールドトラップ 〇低 MWIM-20-025 高速炉第2課 0 0 0 事後)外観検査 O外観検査 (△自主点検) 0 MWIM-20-025 高速炉第2課 〇低 Ω 0 0 雷磁ポンプ 事後 ((2課)Ⅲ-004)* (△月例点検) (△自主点検) 〇作動検査 コールドトラップダンパ 〇低 事後 (作動点検(1定検)) MWIM-20-025 0 0 高速炉第2課 (△月例点検) (△自主点検) 2次冷却材純化系空気作動弁 〇低 事後 〇外観検査 0 0 (分解点検(1回/2定検または1回 MWIM-20-025 0 0 高速炉第2課 (△自主点検) 配管及び機器 〇低 事後 〇外観検査 66-1 0 0 MWIM-20-025 0 0 高速炉第2課 (△月例点検)(△月例点検) 66-1 2次冷却材サンプリング系 〇低 事後 ○外観検査 0 0 MWIM-20-025 0 高速炉第2課 (△白主点検) MWM-20-023 配管支持装置 〇低 事後 0 0 高速炉第2課 (外観点検(100%/10定検)) MWIM-20-025 1次オーバフロー系設備 MWIM-20-012 高速炉第2課 オーバフロータンク ◎中 時間 〇外観検査 × 月例点検 汲上電磁ポンプ ⊚中 時間 × 0 0 × ((2課) Ⅱ-303)* MWIM-20-012 ●作動検査 △月例点検 高速炉第1課 2自主点検 内部点検 (1定検) 汲上ポンプ制御装置(制御盤) 時間 ●作動検査 ((2課) Ⅱ-303)* MWIM-20-012 0 高速炉第2課 ●高 0 0 絶縁抵抗測定(1定検) 高速炉笙2舞 1次オーバフロー系弁類 配管及び機器 高速炉第2課 オーバフロータンクベーパト 66-1 ⊚中 時間 〇外観検査 0 △月例点検 MWIM-20-012 0 高速炉第2課 (△自主点検 MWM-20-022 配管支持装置 〇低 事後 (外観点検(100%/10定検)) 0 高速炉第2課 MWIM-20-012 1次アルゴンガス系統設備 1次アルゴンガス系呼吸ガス圧 カ調整ヘッダ(安全弁含む) MWM-20-007 不活性ガス設備 〇低 事後 (安全弁作動点検(1定検)) 0 高速炉第2課 MWIM-20-012 (△月例点検) MWM-20-003 1次アルゴンガス系排気弁 〇低 事後 (△月例点検) 0 高速炉第2課 MWIM-20-012 (△自主点検) MWM-20-022 MWIM-20-012 配管支持装置 〇低 事後 (外観点検 (100%/10定検)) 0 高速炉第2課 (△月例点検) (△自主点検) MWM-20-016 2次アルゴンガス系統設備 弁 〇低 事後 (分解点検(100%/3定検)) 0 0 高速炉第2課 MWIM-20-025 (△月例点検) (△自主点検) MWM-20-023 配管支持装置 〇低 事後 (外観点検(100%/10定検)) 0 0 高速炉第2課 (ム月例点検) ナトリウム充填ドレン系設 1次ナトリウム充填ドレン ダンプタンク ⊚中 時間 〇外観検査 0 0 △月例点検 MWIM-20-012 0 0 高速炉第2課 系統設備 配管及び機器 ◎中 時間 ○外観検査 0 MWIM-20-012 高速炉第2課 0 0 △自主点検) MWM-20-022 0 〇低 0 高速炉第2課 配管支持装置 事後 MWIM-20-012 △月例点検) 2次ナトリウム充填ドレン ダンプタンク 〇外観検査 66-1 0 MWIM-20-025 0 高速炉第2課 〇低 事後 0 0 系統設備 (△月例点検)(△自主点検) 66-1 〇低 事後 〇外観検査 0 0 MWIM-20-025 0 高速炉第2課 配管及び機器 Ω (△月例点検) (△自主点検 MWM-20-023 配管支持装置 〇低 事後 (外観点検(100%/10定検)) 0 0 高速炉第2課 MWIM-20-025 (△月例点検) (△自主点検) 予熱窒素ガス系加熱器 MWM-20-004 0 高速炉第2課 ナトリウム予熱設備 予熱窒素ガス系 〇低 事後 0 (絶縁抵抗測定(1定検) (△自主点検) (分解点検(1回/3定検又は1回/ MWM-20-004 予熱窒素ガス系ブロワA, B 〇低 事後 0 0 高速炉第2課 運転時間16700時間)) MWIM-20-012 (△月例点検) (△月例点検) 高速炉第2課 MWIM-20-012 長停-1-PY 0 隔離弁以外の弁 〇低 事後 0 (△設備・機器の作動確認(仕切弁)) 高速炉第1課 高速炉第2課 〇低 (△月例点検) 高速炉第2課 〇低 0 圧力計 事後 0 MWIM-20-012 (△月例点検) 高速炉第1課

※ 一部故障後交換あり (原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する) 中長期保守 対 象 設 備 機 器 点検頻度(◎保安規定、○使用手引等、 実施時期 実施時期 許可書 記載事項 要領書 △課長制定文書等) 大項目 (施設) 事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確 要領書 索引番号 備考 担当課室 中項目 小項目 保全 要領書 更新計画 索引番号 (*旧要領書番号) 点検補修 重要度 認、○記録確認、△保安記録確認) 索引番号 原子炉 () 付きは事後保全における 原子炉 運転 運転中 停止中 自主的な点検を示す 運転中 停止中 (△自主点検) 予熱設備 0 1次冷却系予熱系 〇低 事後 MWIM-20-012 0 高速炉第2課 (△月例点検) (△自主点検) 2次冷却系予熱系 MWIM-20-025 0 高速炉第2課 〇低 事後 (機能確認(2定検)) \circ (△月例点検) イナー設備 長期停止中検査 高速炉第2課 0-66-1 [検査室] △自主点検 OMP-01 ●設定値確認検査 点検校正(1定検又は年次) 高速炉第2課 ((2課) I -103、(2課) I -202、 MWIM-20-051 計測制御系統施設 核計装 起動系 ●高 時間●作動検査 × 0 △月例点検 0 0 (2課) Ⅲ-015)* FPSIM-003 高速炉第1課 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点 長停-1-PY △設備・機器の作動確認 ◎起動前、◎運転中点検、◎停止後 △自主点検 ●設定値確認検査 ((2課) I-103、(2課) I-202、 MWIM-20-051 高速炉第2課 時間 ●作動検査 0 △月例点検 0 0 (イ) 計装 中間出力系 ●高 (2課) Ⅲ-015)* FPSIM-003 高速炉第1課 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点 ●警報検査 △設備・機器の作動確認 ◎起動前、◎運転中点検、◎停止後 4自主点検 ●設定値確認検査 ((2課) I-103、(2課) I-202、 点棒校正(1定棒) 高速炉第2課 0 線形出力系 ●高 時間 × 0 MWIM-20-051 0 △月例点検 (2課)Ⅲ-015)* 高速炉第1課 ●警報検査 FPSIM-003 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点 (〇起動前 燃料集合体出口温度計装設 燃料集合体出口温度計 高速炉第2課 (△自主点検) 〇低 事後 ○警報検査 ((2課)Ⅲ-017)* 0 0 0 (点検校正(1定検)) MWIM-20-049 高速炉第1課 (△月例点検) ◎起動前、◎運転中点検 △自主点検 ●設定値確認検査 OMP-01 高速炉第2課 ((2課) I -103、(2課) I -202、 点検校正(1定検) その他の主要な計装 格納容器プロセス計装 床上温度計 ●高 時間 0 MWIM-20-057 0 0 (2課) Ⅲ-019)* △月例点検 高速炉第1課 ●警報検査 FPSIM-004 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点 ◎起動前、◎運転中点検 △白主点検 ●設定値確認検査 OMP-01 ((2課) I -103、(2課) I -202、 点検校正(1定検) 高速炉第2課 床下温度計 ●高 時間 ●作動検査 × 0 MWIM-20-057 0 0 **人日例占**检 (2課)Ⅲ-019)* 高速炉第1課 FPSIM-004 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点 ◎起動前、◎運転中点検 △自主点検 ●設定値確認検査 OMP-01 ((2課) I -103、(2課) I -202、 点検校正(1定検) 高速炉第2課 時間 ●作動検査 MWIM-20-057 × 0 0 0 床上圧力計 ●高 (2課)Ⅲ-019)* FPSIM-004 ●警報検査 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点 ◎起動前、◎運転中点検 △自主点検 ●設定値確認検査 OMP-01 ((2課) I -103、(2課) I -202、 点検校正(1定検) 高速炉第2課 床下圧力計 ●高 時間 ●作動検査 0 MWIM-20-057 0 0 (2課)Ⅲ-019)* △月例点検 高速炉第1課 ●警報検査 FPSIM-004 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点 ◎起動前、◎運転中点検 設定値確認検査(●又は○) △自主点検 OMP-01 作動検査(●又は〇) 警報検査(●又は〇) ((2課) I -103、(2課) I -202、 点検校正(1定検) 高速炉第2課 炉容器液面計 ●高 時間 × 0 MWIM-20-012 0 0 冷却系プロセス計装 (2課) Ⅲ-007)* △日側占焓 高速炉第1課 FPSIM-001 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点 ○点検校正・警報検査 (◎起動前) 高速炉第2課 OMP-01 1 次冷却系漏洩検出器 〇低 事後 〇点検校正・警報検査 ((2課)Ⅲ-009)* 0 0 (△設備・機器の作動確認) 長停-1-PY 高速炉第1課 ◎起動前、◎運転中点検、◎停止後 設定値確認検査(●又は○) △白主点検 OMP-01 作動検査(●又は〇) 警報検査(●又は〇) ((2課) I -103、(2課) I -202、 点検校正(1定検) 高速炉第2課 1次系流量計 ●高 時間 0 MWIM-20-012 0 0 (2課) Ⅲ-006)* △日側占給 高速炉第1課 FPSIM-001 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点 ○点検校正・警報検査 ◎起動前、◎運転中点検、◎停止後 設定値確認検査(●又は○) △自主点検 ((2課) I-103、(2課) I-202、 - 点検校正(1定検) 作動検査(●又は○) 警報検査(●又は○) ○点検校正・警報検査 高速炉第2課 原子炉入口温度計 ●高 時間 0 MWIM-20-012 0 0 (2課)Ⅲ-008)* 高速炉第1課 FPSIM-001 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点 ◎起動前、◎運転中点検、◎停止後 設定値確認検査(●又は○) △自主点検 OMP-01 作動検査(●又は〇) 警報検査(●又は〇) ((2課) I-103、(2課) I-202、 点検校正(1定検) △月例点検 高速炉第2課 原子炉出口温度計 ●高 時間 MWIM-20-012 0 0 (2課) Ⅲ-008)* 高速炉第1課 FPSIM-001 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点 (△自主点検) 1次主循環ポンプ軸受温度計 〇低 事後 · 1.工.(点) (点検校正(1定検)) MWIM-20-012 0 0 高速炉第2課 (△白主点検) 1次主循環ポンプモータコイル 〇低 事後 (点検校正(1定検)) MWIM-20-012 0 0 高速炉第2課 (△月例点検)

	טוו או ניאה בנפונוויי			*	一部市	女障後交換あり				長期停止中における機能維持対象設備以	外についても、	点検は継	続的に実施					
許可書	+142 - 1	対象設備		保全	/P.A	事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確	要領書	供 用 戶 実施時期		点検頻度(◎保安規定、○使用手引等、 △課長制定文書等)	要領書	実が	施時期		長期保守	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	備考	担当課
記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)		保全 方式	事来有快宜項目(●立芸確認、◎扱以惟 認、○記録確認、△保安記録確認)	索引番号 (*旧要領書番号)	原子炉 道運転中 停	運転 5止中	() 付きは事後保全における 自主的な点検を示す。	索引番号		運転 停止中	_ 点検補修	更新計画素	預書 引番号	湘石	担当味
		1	次主循環ポンプA, B液位	O低	事後				-	(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-012	0	0					高速炉第2
			次主冷却系ポンプオーバフ コーコラムA, B液位	O低	事後					(△自主点検) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-012	0	0					高速炉第2
		1	次オーバフロータンク液位	〇低	事後					(◎停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-012	0	0					高速炉第2高速炉第
		1	次オーバフロータンク温度	〇低	事後					(◎停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-012	0	0					高速炉第 高速炉第
		1	次ダンプタンクA, B液位	O低	事後					(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検) ◎起動前、◎運転中点検、◎停止後	MWIM-20-012	0	0					高速炉第
		2	次系流量計	●高	時間	設定値確認検査(●又は○) 作動検査(●又は○) 警報検査(●又は○) ○点検校正・警報検査	((2課) I −103、(2課) I −202、 (2課) Ⅲ−010)*	×	0	△自主点検 点検校正(1定検) △月例点検 △月の子炉保護系点検(原子炉起動前点 検)	OMP-01 MWIM-20-025 FPSIM-002	0	0					高速炉第 高速炉第
		Ē	上冷却器出口ナトリウム温度計	〇低	事後	〇点検校正・警報検査	((2課) Ⅲ-011)*	×	0	(◎起動前) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	0	0					高速炉第高速炉第
		Ē	上冷却器入口温度計	〇低	事後					(◎停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	0	0					高速炉第 高速炉第
		Ė	上冷却器出口温度計	〇低	事後					(◎停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	0	0					高速炉第 高速炉第
		2	次主循環ポンプ軸受温度計	O低	事後					(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	0	0					高速炉第
			次主循環ポンプモータコイル 温度計	O低	事後					(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	0	0					高速炉質
		Ē	上冷却器入口ダンパ開度計	O低	事後					(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	0	0					高速炉賃
		Ė	上冷却器出口ダンバ開度計	O低	事後					(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	0	0					高速炉質
			E冷却器インレットベーン開度 †	〇低	事後					(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	0	0					高速炉
		2	次冷却系漏洩検出器	O低	事後	〇点検校正・警報検査	((2課)Ⅲ-012)*	×	0	(◎起動前) (△設備・機器の作動確認) (△自主点検)	0MP-01 長停-1-PY	×	0					高速炉
		2	次主循環ポンプA, B液位	O低	事後					(点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	×	0					高速炉!
		2	次オーバフロータンクA, B液位	O低	事後					(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	×	0					高速炉
		2	次ダンプタンク液位	O低	事後					(◎停止後) (△自主点検) (点検校正 (1定検)) (△月例点検) (◎停止後)	OMP-01 MWIM-20-025	0	0					高速炉質
			補助冷却中間熱交換器入口ナト リウム温度計	O低	事後					(△自主点検) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検) (◎停止後)	OMP-01 MWIM-20-025	0	0					高速炉質
			補助冷却中間熱交換器出ロナト リウム温度計	O低	事後					(△自主点検) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検) (◎停止後)	OMP-01 MWIM-20-025	0	0					高速炉等
		补 2	補助冷却系冷却器入口ナトリウ 公温度計	O低	事後					(△自主点検) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検) (◎起動前、◎停止後)	OMP-01 MWIM-20-025	0	0					高速炉質
			浦助冷却系冷却器出ロナトリウ 公温度計	O低	事後	○点検校正・警報検査	((2課) Ⅲ-011)*	×	0	(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検) (◎起動前、◎停止後)	OMP-01 MWIM-20-025	0	0					高速炉等 高速炉等
		*	甫助冷却1次系流量計	〇低	事後	○点検校正・警報検査	((2課) Ⅲ-006)*	×	0	(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検) (◎起動前、◎停止後)	OMP-01 MWIM-20-025	0	0					高速炉第 高速炉第
	_		浦助冷却2次系流量計			○点検校正・警報検査	((2課) Ⅲ-010)*	×	0	(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検) (△自主点検)	OMP-01 MWIM-20-025	0	0					高速炉質
			電磁ポンプコイル温度計	O低	事後					(点検校正(1定検)) (△月例点検) (△自主点検)	MWIM-20-025	0	0					高速炉第
	不活· ————————————————————————————————————	性ガス系プロセス計装 1	次Arガス系カバーガス圧力計	〇低	事後					(点検校正(1定検)) (△月例点検) (◎停止後)	MWIM-20-012	0	0					高速炉第
		1	次Arガス系呼吸ヘッダ圧力計	〇低	事後	〇圧力確認検査	((2課)Ⅲ-003)*	×	0	(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-012	0	0					高速炉第 高速炉第

※ 一部故障後交換あり

(原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する) 中長期保守 対 象 設 備 機 器 点検頻度(◎保安規定、○使用手引等、 実施時期 許可書 記載事項 要領書 実施時期 大項目 (施設) 事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確 要領書 索引番号 備考 担当課室 中項目 小項目 保全 要領書 索引番号 点検補修 更新計画 (機器) 重要度 認、○記録確認、△保安記録確認) (*旧要領書番号) 原子炉 () 付きは事後保全における 原子炉 運転 運転 運転中 停止中 自主的な点検を示す 運転中 停止中 OMP-01 高谏恒笙2課 (△白主点検) 2次Arガス系呼吸ヘッダ圧力計 〇低 事後 〇圧力確認検査 ((2課)Ⅲ-005)* 0 0 0 (点検校正(1定検)) MWIM-20-025 高速炉第1課 (人白主占格) ナトリウム純化系プロセス 1次冷却系純化系コールドト 0 0 〇低 事後 (点検校正(1定検)) MWIM-20-012 高速炉第2課 計装 ラップ入口温度計 (△自主点検 1次冷却系純化系コールドト 〇低 事後 - 二...(c) (点検校正(1定検)) MWIM-20-012 0 0 高速炉第2課 ラップ出口温度計 △月例点検) 1次冷却系純化系コールドト 0MP-01 高速炉第2課 〇低 事後 0 0 MWIM-20-012 ラップ内ナトリウム温度計 (点検校正(1定検)) 高速炉第1課 (△月例点検)(◎停止後) 1次冷却系純化系ナトリウム流 OMP-01 高速炉第2課 (△白主点検) 〇低 事後 0 0 MWIM-20-012 (点検校正(1定検)) 高速炉第1課 (△自主点検) 2次冷却系純化系コールドト 〇低 事後 (点検校正(1定検)) MWIM-20-025 0 0 高速炉第2課 ラップ入口温度計 2次冷却系純化系コールドト 〇低 事後 (点検校正(1定検)) MWIM-20-025 0 0 高速炉第2課 ラップ出口温度計 (△月例点検)(◎停止後) 2次冷却系純化系コールドト (△自主点検) 0MP-01高速炉第2課 0 〇低 事後 0 MWIM-20-025 (点検校正(1定検)) ラップ内ナトリウム温度計 高速炉第1課 月例点検) 高速炉第2課 2次冷却系純化系ナトリウム流 (△白主点検) 〇低 0 事後 0 (点検校正(1定検)) MWIM-20-025 高速炉第1課 (△月例点検)(◎起動前) (△自主点検) OMP-01 高速恒笙2課 1次プラギング計 〇低 事後 0 0 (点検校正(1定検)) MWIM-20-012 高速炉第1課 () 起動前 高速炉第2課 (△自主点検) 2次プラギング計 〇低 事後 0 0 (点検校正(1定検)) MWIM-20-025 高速炉第1課 4月例点検) (△自主点検) $\Omega MP = \Omega 1$ 高速炉第2課 制御棒駆動機構 位置指示計、制御棒荷重計 〇低 事後 ○警報検査 ((2課)Ⅲ-014)* 0 0 0 (点検校正(1定検)) MWIM-20-050 高速炉第1課 2月例点検) (◎起動前、◎停止後) (△自主点検) 目王点検) (点検校正、分解点検 (1定検又は3 MWIM-20-040 高速炉第2課 燃料破損検出設備 カバーガス法 〇低 事後 ○警報検査 ((2課)Ⅲ-016)* 0 0 0 高速炉第1課 (◎起動前、◎停止後) 高速炉第2課 0MP-01 (△自主点検) 遅発中性子検出法 〇低 事後 ○警報検査 ((2課) Ⅲ-016)* 0 0 0 ・ (点検校正(1定検又は3年)) MWIM-20-040 高速炉第1課 (△月例点検) (◎起動前、◎停止後) 格納容器雰囲気調整系プロ 温度計、圧力計 ●圧力確認検査 高速炉第2課 (△自主点検) 0 0 ((2課) I-901、(2課)Ⅲ-019)* × 0 〇低 事後 セス計装 ○警報検査 MWIM-20-057 高速炉第1課 (△月例点検) ◎起動前、◎停止後 アニュラス部排気系プロセ 圧力計 OMP-01 高速炉第2課 ●圧力確認検査 △自主点検 時間 ((2課) I-901、(2課)Ⅲ-019)* 0 0 0 点検校正(1定検) MWIM-20-057 高速炉第1課 ○警報検査 (△自主点検 アルゴンガス供給系プロセ 計装品 (圧力計) 〇低 MWIM-20-015 0 0 高速炉第2課 (点検校正(1定検)) 至素ガス供給系プロセス計 計装品 (圧力計) (△自主点検) 〇低 事後 (点検校正(1定検)) MWIM-20-015 0 0 高速炉第2課 (△月例点検) ●設定値確認検査 高速炉第2課 スクラム、アイソレーション回 安全保護回路 安全保護回路 ●高 時間 × 0 〇記動前 (口) 安全保護回路 ((2課) I-103)* 0MP-01 0 高速炉第1課高速炉第2課 警報回路 時間 ●警報検査 ((2課) I-202)* × 0 ◎起動前 OMP-01 0 高速炉第1課 の 起動前 ●設定値確認検査 高速炉第2課 人白主点检 時間 ●作動検査 ロジック盤 ((2課) I-103)* 0 MW1M-20-048 0 0 △月例点検 高速炉第1課 MWM-10-003 ○起動前、○運転中点検 ●設定値確認検査 △自主点検 ((2課) I-103、(2課) I-202、 高速炉第2課 地震計 ●高 時間 ●作動検査 0 0 占給校正 (1定給) 0 0 (2課)Ⅲ-013)* FPSIM-006 高速炉第1課 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点 ●警報検査 高速恒昭射課 IRAF-会 7 -01 (ハ) 制御設備 原子炉出力制御設備 制御棒 ●高 時間 (●使用前事業者検査) (随時) × 0 0 炉内装荷時 JCM-10-05 高速炉第1課 ((2課) I -101、(2課) I -201、 高速炉第2課 △白主点検 0 MWIM-20-048 FPSIM-008 0 制御棒駆動機構 ●高 時間 ●作動検査 0 (2課) Ⅱ-401)* 分解点検(2定検又は100%/10年) 高速炉第1課 ●インターロック検査 △月例点検 WM-20-019 原子炉冷却材温度制御設備 原子炉冷却材温度制御設備 〇低 0 事後 (△月例点検) 0 高速炉第2課 MWIM-20-025 (◎起動前、◎停止後) 1次冷却系主循環ポンプ速度制 0MP-01 高速炉第2課 冷却系冷却材流量調節設備 1次冷却系流量調節設備 〇低 事後 (△自主点検(1定検)) 0 0 MWIM-20-012 御装置 高速炉第1課 OMP-01 高速恒笙2課 1次冷却系流量制御装置 0 〇低 事後 ●作動検査 ((2課) Ⅱ-301)* 0 (△自主点検(1定検)) 0 MWIM-20-012 高速炉第1課

	1		/## +6% BP		※ 一部	故障後交換あり T				長期停止中における機能維持対象設備以タ	小についても、	点検は継	続的に実施する		E 知 / 2 立			
		対象設	備 機 器					供用		点検頻度(◎保安規定、○使用手引等、				—————————————————————————————————————	長期保守			
許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認)	※ 引番号	実施時		△課長制定文書等)	要領書 索引番号			点検補修	更新計画	要領書 索引番号	備考	担当課室
	(neax)	(ax um/	(1)2, THT /	主女汉	73 14		(*旧要領書番号)	原子炉 運転中 6		()付きは事後保全における 自主的な点検を示す。	赤り田う		運転 停止中		7	沢川田ワ		
			1次冷却系主循環ポンプ回転数	●高	時間						OMP-01	0	0					高速炉第2課
		 	計測装置							△月例点検 (◎起動前、◎停止後)	MWIM-20-012							高速炉第1課 高速炉第2課
(二) 非常用制御設備	†; I	2次冷却系流量調節設備	2次冷却系流量調節設備 ————————————————————————————————————	〇低	事後	●作動検査	((2課) Ⅱ-304)*	×	0		MWIM-20-025	0	0					高速炉第1課
(ホ) その他の主要な事項	なし		riting a set	@ ±	n+ 88						MWIN 00 010							= \= \= \\ \= \\ \= \\ \= \\ \= \\ \= \\ \= \\ \= \\ \= \\ \= \\ \= \\ \= \\ \= \\ \= \\ \\
(イ) 気体廃棄物廃棄設備	気体廃棄物廃棄設備	<u>アルゴン廃ガス処理設備</u> 	廃ガスクーラ	<u></u>	時間					△月例点検	MWIM-20-013 MWIM-20-013	×	Ō					高速炉第2課
			廃ガスプレフィルタ 非常用廃ガス圧縮機	<u></u>		△処理能力確認(作動確認)	J0Y0-35-1 [検査室]	×	0	△自主点検 (年次)	MWIM-20-013 MWIM-20-013	×	0			 	長期停止中検査	高速炉第2課
										△自主点検(年次)								
			常用廃ガス圧縮機	◎中	時間	△処理能力確認(作動確認)	J0Y0-35-1 [検査室]	×	0	△月例点検	MWIM-20-013	×	0				長期停止中検査	高速炉第2課
			廃ガスポストフィルタ	◎中	時間					△自主点検 開放点検(4年周期)	MWIM-20-013	×	0					高速炉第2課
		_						+++		△月例点検 △自主点検(年次)								
			廃ガスタンク	◎中	時間	△貯蔵能力確認(漏えい確認)	J0Y0-35-1 [検査室]	×	0	開放点検(5年周期) △月例点検	MWIM-20-013	×	0			4	長期停止中検査	高速炉第2課
			排気配管	◎中	時間	△外観確認(排出ライン確認)	J0Y0-35-4 [検査室]	×	0		MWIM-20-080-	0	0			- I	長期停止中検査	高速炉第2課
										△設備・機器の作動確認	MWM-70-015							
			らアルゴン廃ガス処理設備への 切替弁含む)	◎中	時間					△日土品快	MWIM-20-012 MWIM-20-013	×	0					高速炉第2課 高速炉第1課
			放射能モニタリング機構(廃ガ	◎中	時間			+++			長停-1-PY MWIM-20-013	0	0					高速炉第2課
			スサンプリング装置)					+++		△自主点検								
			計装品(圧力計)	◎中	時間					計器校正(年次) △月例点検	MWIM-20-013	×	0					高速炉第2課
		窒素廃ガス処理設備	系統全体 窒素ガスクーラ	◎中		●処理能力検査	((放管) I -803)*	0	×	(△月例点検)	MWIM-20-013	0	0		<u> </u>			放射線管理第 高速炉第2課
			窒素ガスブロワ	〇低	事後					(人白土占烃 (2字烃))	MWIM-20-013	0	0					高速炉第2課
			窒素ガス用フィルタ	〇低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-013	0	0					高速炉第2課
			排気配管	〇低	事後					(公月例点検)	MWIM-20-080- 01	0	0					高速炉第2課
			計装品(圧力計)	〇低	事後				ļ		MWIM-20-013	0	0					高速炉第2課
			系統全体	〇低	事後	●処理能力検査	((放管) I -803)*	0	×	(△月例点検)								放射線管理第
(口) 液体廃棄物廃棄設備	液体廃棄物廃棄設備	貯留設備(原子炉附属建物	I)液体廃棄物 A タンク	〇低	時間	●外観検査	J0Y0-35-2 [検査室]	0	0	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-013	0	0			1	長期停止中検査	高速炉第2課
			液体廃棄物Bタンク	〇低	時間	●外観検査	J0Y0-35-2 [検査室]	0	0	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-013	0	0			1	長期停止中検査	高速炉第2課
			沈降防止槽	〇低	時間	●外観検査	J0Y0-35-2 [検査室]	0	0	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-013	0	0			4	長期停止中検査	高速炉第2課
			液体廃棄物Aタンク水位計	〇低	時間	△警報確認	J0Y0-41-1 [検査室]	0	0	△自主点検 計器校正(年次)	MWIM-20-013	0	0				長期停止中検査	高速炉第2課
								+		△月例点検 △自主点検	 							
			液体廃棄物Bタンク水位計	〇低	時間	△警報確認	J0Y0-41-1 [検査室]	0	0		MWIM-20-013	0	0			4	長期停止中検査	高速炉第2課
			廃液移送ポンプ	〇低						(△月例点検)	MWIM-20-013							高速炉第2課
			アルコール廃液タンク	〇低	時間	●外観検査	J0Y0-35-2 [検査室]	0	0	△月例点検 △自主点検	MWIM-20-028-1	1 0	0				長期停止中検査	高速炉第2課
			アルコール廃液タンク水位計	〇低	時間	△警報確認	J0Y0-41-1 [検査室]	0	0	計器校正(年次)	MWIM-20-028-1	1 0	0			1	長期停止中検査	高速炉第2課
			床 <u> </u>	O/III	n± 88	▲ 씨 유민자들의 / H+ 니 프 / > . T호등의 \	1000 25 4 54本京			△月例点検	MWIM-20-008-1						E 即信 L 中 松木	京本に第0部
			廃液配管 	O1広	時间	△外観確認(排出ライン確認)	J0Y0-35-4 [検査室]	0	0		MWIM-20-008-2 MWIM-20-008-4	4	0				長期停止中検査	高迷炉第2課
			堰等(床・壁)	〇低	時間	●外観検査	J0Y0-35-2 [検査室]	0	0		MWIM-20-013 MWIM-20-028-1	1 0	0			- 1	長期停止中検査	高速炉第2課
		貯留設備(第一使用済燃料 貯蔵建物)	液体廃棄物AタンクA	〇低	時間	●外観検査	J0Y0-35-2 [検査室]	0	0		MWIM-20-063	0	0			/	長期停止中検査	高速炉第2課
		KI MACKE (20)								△月例点検 △自主点検								
			液体廃棄物AタンクB	〇低	時間	●外観検査	J0Y0-35-2 [検査室]	0	0	開放点検(1回/5年) △月例点検	MWIM-20-063	0	0			+	長期停止中検査	高速炉第2課
			液体廃棄物AタンクA水位計	〇低	時間	△警報確認	J0Y0-41-1 [検査室]	0	0	△自主点検 計器校正(年次)	MWIM-20-063	0	0			/	長期停止中検査	高速炉第2課
								 		△月例点検 △自主点検								
			液体廃棄物AタンクB水位計	〇低	時間	△警報確認	J0Y0-41-1 [検査室]	0	0	計器校正(年次) △月例点検	MWIM-20-063	0	0			4	長期停止中検査	高速炉第2課
				〇低	事後					(△自主点検)	MWIM-20-063	0	0					高速炉第2課
										(△月例点検) (△自主点検)								
			ピットポンプ	〇低	事後						MWIM-20-063	0	0					高速炉第2課
			廃液配管	〇低	時間	△外観確認(排出ライン確認)	J0Y0-35-4 [検査室]	0	0	. =	MWIM-20-008-1 MWIM-20-008-4	1 0	0			,	長期停止中検査	高速炉第2課
				〇低	時間	●外観検査	J0Y0-35-2 [検査室]	0	0	△月例点検	MWIM-20-063	0	0				長期停止中検査	高速炉第2課
		貯留設備(第二使用済燃料	液体廃棄物AタンクA	〇低	時間	●外観検査	J0Y0-35-2 [検査室]	0	0		MWIM-20-064	0	0			1	長期停止中検査	高速炉第2課
		貯蔵建物)		·														
		竹蔵建物)	液体廃棄物AタンクB			●外観検査	J0Y0-35-2 [検査室]	0	0	△月例点検 △自主点検 開放点検(1回/5年)	MWIM-20-064	0	0				長期停止中検査	

※ 一部故障後交換あり

(原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する) 対 象 設 備 機 器 供用段階 中長期保守 点検頻度(◎保安規定、○使用手引等、 実施時期 許可書 記載事項 要領書 △課長制定文書等) 実施時期 大項目 (施設) 要領書 担当課室 中項目 事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確 備考 小項目 保全 索引番号 (*旧要領書番号) 点検補修 更新計画 (機器) 重要度 認、○記録確認、△保安記録確認) () 付きは事後保全における 原子炉 運転 原子炉 運転 運転中 停止中 自主的な点検を示す 運転中 停止中 J0Y0-41-1 [検査室] 0 長期停止中検査 高速炉第2課 液体廃棄物AタンクA水位計 ○低 時間 4警報確認 0 計器校正 (年次) MW1M-20-064 0 0 J0Y0-41-1 [検査室] 0 0 液体廃棄物AタンクB水位計 ○低 時間 へ警報確認 0 計器校正 (年次) MWIM-20-064 0 長期停止中檢查 高速炉第2課 (分解点検(1回/5年)) MWIM-20-064 0 高速炉第2課 廃液移送ポンプ ○低 事後 0 MWIM-20-008-廃液配管 △外観確認(排出ライン確認) J0Y0-35-4 [検査室] 0 0 △月例点検 0 0 長期停止中検査 高速炉第2課 長期停止中検査 高速炉第2課 堰等(床・壁) 0 0 廃棄物処理建 0 長期停止中検査 高速炉第1課 貯留設備(廃棄物処理建物) 廃液調整タンクA 時間 JOY0-35-2 [検査室] 0 △自主点検:外観点検(年次) 0 0 家定検マニュ ◎停止後∶外観点検 廃棄物処理建 廃液調整タンクB 〇低 時間 ●外観検査 JOY0-35-2 [検査室] 0 0 △自主点検:外観点検(年次) 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ ◎停止後:外観点検 廃棄物処理建 J0Y0-35-2 [検査室] 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 液体廃棄物A受入タンクA 時間 △自主点検:外観点検(年次) 家定検マニュ 液体廃棄物A受入タンクB 〇低 時間 ●外観検査 J0Y0-35-2 [検査室] 0 0 △自主点検:外観点検(年次) 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ 0 廃液移送タンクA 〇低 時間 ●外観検査 J0Y0-35-2 [検査室] 0 △自主点検:外観点検(年次) 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 〇低 0 廃液移送タンクB 時間 ●外観検査 J0Y0-35-2 [検査室] <mark>△自主点検:外観点検(年次)</mark> 家定検マニュ 0)停止後∶外観点検 0 △自主点検:外観点検(年次) 0 長期停止中検査 高速炉第1課 〇低 0 0 洗浄廃液受入タンクA 時間 ●外観検査 J0Y0-35-2 [検査室] 家定検マニュ)停止後∶外観点検 **摩棄物処理**建 〇低 0 0 △自主点検:外観点検(年次) 0 J0Y0-35-2 「検査室] 0 長期停止中検査 高速炉第1課 洗浄廃液受入タンクB 時間 ●外観検査 家定検マニュ 停止後:外観点検 △自主点検:外観点検(年次) ○低 時間 ●外観検査 J0Y0-35-2 [検査室] 0 0 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 液体廃棄物B受入タンクA 家定検マニュ ○停止後:外観点検 廃棄物処理建 液体廃棄物B受入タンクB 〇低 時間 ●外観検査 J0Y0-35-2 [検査室] 0 0 △自主点検:外観点検(年次) 0 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ)停止後∶外観点検 **廢棄物処理**建 △自主点検:外観点検(年次) 濃縮液タンク 〇低 時間 ●外観検査 J0Y0-35-2 [検査室] 0 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ 停止後:外観点検 **廃棄物処理**建 0 逆洗液タンク 〇低 ●外観検査 J0Y0-35-2 [検査室] 0 0 △自主点検:外観点検(年次) 家定検マニュ 長期停止中検査 高速炉第1課 停止後:外観点検 廃棄物処理建 ドレンサンプタンク 〇低 ●外観検査 J0Y0-35-2 [検査室] 0 △自主点検:外観点検(年次) 0 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ 廃棄物処理建 △自主点検:計器校正(年次) 廃液調整タンクA水位計 〇低 時間 △警報確認 J0Y0-41-1 [検査室] 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ 警報点検 (年次) 廃棄物処理建 △自主点検:計器校正(年次) 廃液調整タンクB水位計 〇低 時間 △警報確認 J0Y0-41-1 [検査室] 0 0 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ 警報点検 (年次) 廃棄物処理建 △自主点検:計器校正(年次) 0 0 液体廃棄物A受入タンクA水位計 〇低 時間 △警報確認 J0Y0-41-1 [検査室] 0 家定検マニュ 0 長期停止中検査 高速炉第1課 警報点検 (年次) 蒸棄物処理建 △自主点検:計器校正(年次) 0 0 液体廃棄物A受入タンクB水位計 〇低 時間 △警報確認 J0Y0-41-1 [検査室] 0 家定検マニュ 0 長期停止中検査 高速炉第1課 警報点検(年次) **廃棄物処理建** △自主点検:計器校正(年次) 0 0 〇低 J0Y0-41-1 [検査室] 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 廃液移送タンクA水位計 時間 ム警報確認 家定検マニュ 警報点検(年次) △自主点検:計器校正(年次) 〇低 J0Y0-41-1 [検査室] 0 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 廃液移送タンクB水位計 時間 4.警報確認 0 家定検マニュ 警報点検 (年次) <u>廃棄物処理建</u> △自主点検:計器校正(年次) J0Y0-41-1 [検査室] 液体廃棄物B受入タンクA水位計 〇低 時間 △警報確認 0 0 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ 警報点検 (年次) <u>アル</u> 廃棄物処理建 △自主点検:計器校正(年次) 液体廃棄物B受入タンクB水位計 〇低 時間 △警報確認 J0Y0-41-1 [検査室] 0 0 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ 警報点検(年次) **座棄物机理建** △自主点検:計器校正(年次) 濃縮液タンク水位計 〇低 時間 △警確認 J0Y0-41-1 [検査室] 0 0 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ 警報点検 (年次) **廢棄物**処理建 △自主点検:計器校正(年次) 0 逆洗液タンク水位計 〇低 時間 △警報確認 J0Y0-41-1 [検査室] 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ 警報点検 (年次) **廢棄物処理**建 △自主点検:計器校正(年次) 時間 △警報確認 J0Y0-41-1 [検査室] 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 ドレンサンプタンク水位計 〇低 家定検マニュ 警報点検 (年次) 廃棄物処理建 (△自主点検:計器校正(年次) (警報点検(年次) 0 洗浄廃液受入タンクA水位計 〇低 事後 家定検マニュ 長期停止中検査 高速炉第1課 (△自主点検:計器校正(年次) 洗浄廃液受入タンクB水位計 〇低 事後 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ (警報点検(年次) △自主点検:計器校正(年次) 0 0 家定検マニュ 0 漏洩検出装置 〇低 時間 △警報確認 J0Y0-41-1 [検査室] 0 長期停止中検査 高速炉第1課 警報点検 (年次)

(原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する) ※ 一部故障後交換あり 中長期保守 対 象 設 備 機 器 点検頻度(◎保安規定、○使用手引等、 実施時期 許可書 記載事項 要領書 △課長制定文書等) 実施時期 大項目 (施設) 小項目 (機器) 事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確 要領書 索引番号 備考 担当課室 中項目 保全 要領書 索引番号 (*旧要領書番号) 点検補修 更新計画 重要度 認、○記録確認、△保安記録確認) 原子炉 () 付きは事後保全における 原子炉 運転 運転中 停止中 自主的な点検を示す 運転中 停止中 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 廃液配管 ○低 時間 △外観確認(排出ライン確認) J0Y0-35-4 [検査室] △自主点検:外観点検(年次) 0 0 家定検マニュ 廃棄物処理建 △自主点検:外観点検(年次) J0Y0-35-3 [検査室] 0 0 0 0 蒸発濃縮処理装置 〇低 時間 ●処理能力検査 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ 機能点検(年次) 廃棄物処理建 (△自主点検:外観点検(年次) ポンプ 〇低 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 事後 家定検マニュ (機能点検(年次) 廃棄物処理建 0 堰等(床・壁) 〇低 時間 ●外観検査 JOY0-35-2 [検査室] 0 0 △自主点検:外観点検(年次) 0 長期停止中検査 高速炉第1課 家定検マニュ *1なお、 占検頻 度は廃液及び **廢棄物**処理建 (△自主点検 :外観点検(年次) ユーティリティ 高速炉第1課 J0Y0-35-4 [検査室] 0 固化装置 事後 △外観確認 0 0 家定検マニュ (機能点検 (年次) 案して決定す <u>)。</u> 1なお、点検頻 廃棄物処理建 ユーティリティ 高速炉第1課 その他(ろ過器) 〇低 事後 (△自主点検:外観点検(年次)) 0 家定検マニュ OMS-80-F-14 。 長期停止中検査 高速炉第1課 廃液輸送配管 時間 △外観検査(排出ライン確認) J0Y0-35-4 [検査室] △月例点検:外観点検 貯留設備(メンテナンス建 0 0 MWIM-20-058 長期停止中検査 高速炉第2課 液体廃棄物Aタンク 〇低 時間 ●外観検査 J0Y0-35-2 [検査室] 0 0 0 0 MWIM-20-058 0 0 長期停止中検査 高速炉第2課 〇低 時間 ●外観検査 液体廃棄物Bタンク 〇低 0 0 0 0 液体廃棄物Aタンク水位計 時間 △警報確認 J0Y0-41-1 [検査室] MWIM-20-058 長期停止中検査 高速炉第2課 液体廃棄物Bタンク水位計 〇低 時間 △警報確認 J0Y0-41-1 [検査室] 0 0 MWIM-20-058 0 0 長期停止中検査 高速炉第2課 廃液移送ポンプ 〇低 事後 MWIM-20-058 0 0 高速炉第2課 (△月例点検) MWIM-20-008-0 0 0 廃液配管 〇低 時間 △外観検査(排出ライン確認) J0Y0-35-4 [検査室] 0 △月例点検 MWIM-20-008-3 長期停止中検査 高速炉第2課 MWIM-20-058 堰等(床・壁) 〇低 ●外観検査 J0Y0-35-2 [検査室] 0 0 長期停止中検査 高速炉第2課 MWIM-20-058 メンテナンス建物固体廃棄 固体廃棄物貯蔵設備 (ハ) 固体廃棄物廃棄設備 固体廃棄物廃棄設備 〇低 時間 ●外観検査 J0Y0-36-1 [検査室] 0 0 MWIM-20-059 0 0 長期停止中検査 高速炉第2課 物貯蔵設備 月例点検 廃棄物処理建 廃棄物処理建物内固体廃棄 固体廃棄物A貯蔵設備 <mark>◎停止後:外観点検</mark> 0 0 〇低 J0Y0-36-1 [検査室] 0 0 時間 ●外観検査 家定検マニュ 長期停止中検査 高速炉第1課 物貯蔵設備 自主点検:外観点検(年次) 廃棄物処理建 <mark>◎停止後:外観点検</mark> 固体廃棄物B貯蔵設備 J0Y0-36-1 [検査室] 0 0 0 0 長期停止中検査 高速炉第1課 〇低 時間 ●外観検査 家定検マニュ △自主点検:外観点検(年次) 放射線管理施設 放射線管理施設 放射線管理用設備 エリアモニタ (γM-1, 13, 15) 〇低 時間※ ●線量当量率の測定検査 J0Y0-31-1 [検査室] 0 0 0 長期停止中検査 放射線管理第1課 △自主点検 (年次) OMP-01 Ⅱ-1-1「常 (イ)屋内管理用の主要な設 陽」放管モニ エリアモニタ (γM-37) 〇低 時間※ ●警報検査 J0Y0-41-2 [検査室] 0 長期停止中検査 放射線管理第1課 △自主点検(年次) OMP-01 π-1-1 「党 陽」放管モニ 0 〇低 時間※ △点検校正確認 J0Y0-31-3 [検査室] 0 エリアモニタ (γ) 長期停止中検査 放射線管理第1部 △自主点検(年次) OMP-01 Ⅱ-1-1「常 ●作動検査 原子炉保護系エリアモニタ ((放課) I-103、(放課) I-◎起動前、停止後 陽」放管モニ 時間※ ●警報検査 0 放射線管理第1課 **◎**中 0 0 △自主点検 (年次) ●設定値確認検査 OMP-01 陽」放管モニ エリアモニタ (n M-1) 時間※ ●線量当量率の測定検査 J0Y0-31-1 [検査室] 0 〇低 0 長期停止中検査 放射線管理第1課 △自主点検(年次) OMP-01 Ⅱ-1-1「常 陽」放管モニ エリアモニタ(n) 〇低 時間※ △点検校正確認 J0Y0-31-3 [検査室] 0 0 長期停止中検査 放射線管理第1課 2自主点検(年次) OMP-01 Ⅱ-1-1 「堂 陽」放管モニ J0Y0-31-2 [検査室] 0 0 長期停止中検査 放射線管理第1課 ダストモニタ (DM-1.2) 〇低 時間※ △放射性物質濃度の確認 △自主点検(年次) OMP-01 陽」放管モニ ダストモニタ (β(γ))〇低 時間※ △点検校正確認 J0Y0-31-3 [検査室] 0 長期停止中検査 放射線管理第1課 △自主点検 (年次) Ⅱ-1-1「常 <mark>◎起動前、◎停止後</mark> △自主点検(年次) 陽」放管モニ ガスモニタ (GM-11,13) 時間※ ●警報検査 J0Y0-41-2 [検査室] 長期停止中検査 放射線管理第1調 0MP-01 π-1-1 「堂 **◎起動前、◎停止後** 陽」放管モニ ○低 時間※ △点検校正確認 J0Y0-31-3 [検査室] 0 0 ガスモニタ (β (γ) χ)長期停止中検査 放射線管理第1部 △自主点検 (年次) Ⅲ-3ゲートモ ニタ Ⅲ-2ハンド ゲートモニタ 〇低 事後 (△自主点検(年次)) 0 0 放射線管理第1課 〇低 0 0 放射線管理第1部 ハンドフットモニタ (△自主点検(年次)) 事後

(原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する)

(様式1)

中長期保守 対 象 設 備 機 器 点検頻度(◎保安規定、○使用手引等、 実施時期 実施時期 許可書 記載事項 要領書 △課長制定文書等) 大項目 (施設) 事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確 要領書 索引番号 備考 担当課室 中項目 小項目 保全 要領書 更新計画 索引番号 (*旧要領書番号) 点検補修 (機器) 重要度 認、○記録確認、△保安記録確認) 索引番号 原子炉 () 付きは事後保全における 原子炉 運転 自主的な点検を示す。 運転中 停止中 サーベイメータ 〇低 事後 (△自主点検(年次)) 0 0 放射線管理第1課 メータ Ⅱ-1-1「常 ○記動前、◎停止後 陽」放管モニ (ロ)屋外管理用の主要な設備 0 0 放射線管理用設備 排気ロモニタダスト (SM-1,2) 〇低 時間※ △放射性物質濃度の確認 J0Y0-31-2 [検査室] 0 長期停止中検査 放射線管理第1課 1自主点検(年次) OMP-01 Ⅱ-1-1「常 陽」放管モニ 排気ロモニタダスト 時間※ J0Y0-41-2 「検査室】 0 長期停止中検査 放射線管理第1課 1自主点検(年次) Ⅱ-1-1「常 ○起動前、◎停止後 陽」放管モニ 時間※ ●警報検査 J0Y0-41-2 [検査室] 0 排気ロモニタガス (GM-1) 〇低 長期停止中検査 放射線管理第1課 △自主点検 (年次) Ⅱ-1-1「常 ○起動前、◎停止後 陽」放管モニ 排気ロモニタガス 時間※ △点検校正確認 J0Y0-31-3 [検査室] 0 0 長期停止中検査 放射線管理第1課 △自主点検 (年次) OMP-01 Ⅲ-7-1「常 (◎停止後) (△自主点検(年次)) 水モニタ 〇低 0 放射線管理第1課 高速炉第2課 〇漏洩率検査 OMP-01 J. 原子炉格納施設 原子炉格納施設 原子炉格納容器 格納容器バウンダリ ●高 時間 ((2課) I-902)* 0 ◎起動前 0 [定期検査(3回/10年)]
○漏洩検査 高速炉第1課 高速炉第2課 時間 MWIM-20-060 (イ) 原子炉格納容器 ((2課) I-903)* 0 △月例点検 0 OMP-01 ◎起動前 高速恒笙2課 時間 ○漏洩検査 ●作動給杏 MW I M-20-052 隔離弁 ●高 ((2課) I-107、(2課) I-904)* 0 △月例点検 0 MWIM-20-057 高速炉第1課 △設備・機器の作動確認 長停-1-PY OMP_O1 高速炉第2課 真空破壊弁 時間 ((2課) I -904)* 〇漏洩検査 0 0 0 △月例点検 △月例点検 △月例点検 MWIM-20-052 高速炉第1課 高速炉第2課 × MWIM-20-052 MWIM-20-052 高速炉第2課 (◎起動前 格内圧縮空気供給設備 0 0 MWIM-20-054 0 0 (ロ) 外周コンクリート壁 外壁コンクリート壁 〇低 MWIM-20-070 高速炉第2課 (◎起動前) OMP-01 高速炉第2課 空気雰囲気調整系設備 格納容器給気ファン 〇低 事後 0 0 (分解点検(2定検又は5年周期)) MWIM-20-057 高速炉第1課 () 起動前 高速炉第2課 (△自主点検) 格納容器常用排気ファン 〇低 事後 0 0 ------(分解点検(2定検又は5年周期)) MWIM-20-057 高速炉第1課 (△自主点検) 高速炉第2課 炉上部ピット用軸流ファン 〇低 事後 0 0 ロエ派(ス) (分解点検又は簡易点検(1定 MWIM-20-057 高速炉第1課 (◎起動前) 高速炉第2課 (△自主点検) 0 主循環ポンプ上蓋室用ファン 〇低 事後 0 1 (分解点検又は簡易点検(1定 MWIM-20-057 高速炉第1課 <u>~/ /</u> (◎起動前、◎停止後) OMP-01 高速炉第2課 主循環ポンプ上蓋室用再循環 (分解点検又は簡易点検(1定 MWIM-20-057 0 〇低 事後 0 高速炉第1課 長停-1-PY 、, <u>(△月例点検)</u> (◎起動前) 高速炉第2課 (△自主点検) 窒素雰囲気調整系設備 窒素雰囲気再循環ファン 0 〇低 事後 0 (分解点検(2定検又は3年周期)) MWIM-20-057 高速炉第1課 (△月例点検)(◎起動前) OMP-01 高速炉第2課 (△自主点検) 機器冷却ファン 〇低 事後 0 0 (分解点検(2定検又は5年周期)) MWIM-20-057 高速炉第1課 (△月例点検) (△自主点検) 回転プラグブースタブロワ 〇低 事後 MWIM-20-057 0 0 高速炉第2課 (分解点検又は簡易点検(1定 <u>*/ /</u> (Δ自主点検) 再循環窒素ガス冷却器 〇低 事後 (開放点検(1定検又は5年周期)) MWIM-20-057 0 0 高速炉第2課 (△月例点検) (△自主点検) 回転プラグ冷却器 〇低 事後 (開放点検(1定検又は5年周期)) MWIM-20-057 0 0 高速炉第2課 (△月例点棒) (△自主点検) 主循環ポンプ上蓋室冷却器 〇低 事後 (開放点検(1定検又は5年周期)) MWIM-20-057 0 0 高速炉第2課 (△月例点検) OMP-01 (◎起動前) 高速炉第2課 酸素濃度計 〇低 事後 〇酸素濃度確認検査 ((2課)Ⅲ-020)* 0 MWIM-20-053 0 0 (△月例点検) 高速炉第1課 MWIM-20-057 (〇起動前) $\Omega MP = 0.1$ 高速炉第2課 MWIM-20-057 0 0 〇低 事後 (△月例点検) 高速炉第1課 (△設備・機器の作動確認) 長停-1-PY (の記動前 高速炉第2課 (△自主点検) フレオン冷媒系設備 ((2課) Ⅱ-701)* Ο 0 フレオン冷凍機 〇低 事後 ●作動検査 0 (分解点検(1定検又は5年周期)) MWIM-20-057 高速炉第1課 (△月例点検)(◎起動前、◎停止後) コンクリート遮蔽体冷却系 窒素ガスブロワ (△自主点検) 0MP-01高速炉第2課 〇低 事後 ●作動検査 ((2課) Ⅱ-702)* 0 0 11 二 M C/ (分解点検(2定検又は10年周) MWIM-20-057 設備 高速炉第1課

※ 一部故障後交換あり (原子炉長期停止中における機能維持対象設備以

		対 象 設	備機器		ж — _п	改障後父揆あり ┃ ┃		供月	月段 降	ア長期停止中における機能維持対象設備以 皆	は こういくも、	は快は松下	がいり、天心:		中長期保守			T
許可書記載事項	大項目	中項目	小項目	保全	保全	事業者検査項目 (●立会確認、◎抜取確	要領書 索引番号		拖時期	点検頻度(◎保安規定、○使用手引等、 △課長制定文書等)	要領書	実施	西時期	点検補修	更新計画	要領書_	備考	担当課室
	(施設)	(設備) 	(機器)	重要度	方式	認、○記録確認、△保安記録確認)	(*旧要領書番号)		運転 停止中		索引番号		運転 停止中	M. 12 1819	Z WINIE	索引番号		
			ペデスタル部ブースタブロワ	〇低	事後	●作動検査	((2課) Ⅱ-703)*	×	0	(◎起動前、◎停止後) (△自主点検) (分解点検 (2定検又は5年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-057	0	0					高速炉第2課 高速炉第1課
			窒素ガス冷却器	●高	時間	〇漏洩検査	((2課) I -903)*	×	0	◎停止後 △自主点検 開放点検(1定検又は5年周期)	OMP-01	×	0					高速炉第2課 高速炉第1課
			ダンパ、弁	〇低	事後					(△月例点検) (△設備・機器の作動確認)	MWIM-20-057 長停-1-PY	0	0					高速炉第2課 高速炉第1課
(ハ) その他の主要な事項		原子炉安全容器		〇低	事後	〇漏洩検査 [定期検査(1回/3定検)]	((2課)Ⅲ-018)*	×	0									高速炉第2課
		安全容器呼吸系設備		〇低	事後					(◎停止後) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-012	0	0					高速炉第2課 高速炉第1課
		アニュラス部排気設備	排風機	〇低	事後					(◎起動前、◎停止後) (△自主点検) (分解点検 (1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-057	0	0					高速炉第2課 高速炉第1課
			非常用ガス処理装置	●高	時間	●作動検査 ○捕集効率検査	((2課) I -905)*	×	0	◎起動前 △月例点検	OMP-01 MWIM-20-057	0	0					高速炉第2課 高速炉第1課
				〇低	事後	○ 開来が十次直				△状態確認運転又は状態監視運転 (△月例点検)	長停-1-PY MWIM-20-057	0	0					高速炉第2課
ヌ.その他原子炉の附属施設	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機			●非常用電源検査(作動検査)	J0Y0-40-1 [検査室]	×	0	(△設備・機器の作動確認) ◎起動前 △自主点検 機能確認(1定検又は年次) △月例点検及び試運転(1回/月)	長停-1-PY OMP-01 MWIM-20-044	0	0				長期停止中検査	高速炉第1課 高速炉第2課 高速炉第1課
(イ)非常用電源設備			ディーゼル機関	●高	時間	●非常用電源検査(作動検査)	J0Y0-40-1 [検査室]	×	0	◎起動前 △自主点検 機能確認(1定検又は年次) 分解点検(1定検又は5年周期) △月例点検及び試運転(1回/月)	OMP-01 MWIM-20-044	0	0				長期停止中検査	高速炉第2課高速炉第1課
		交流無停電電源設備	制御盤(整流装置、インバータ装置)	●高	時間	●非常用電源検査(作動検査)	J0Y0-40-1 [検査室]	×	0	②起動前 △自主点検 横能確認 (1定検又は年次) 特性確認 (1定検又は2年周期) △月例点検	OMP-01 MWIM-20-034	0	0				長期停止中検査	高速炉第2課高速炉第1課
			蓄電池	●高	時間※	●非常用電源検査(作動検査) ●非常用電源検査(外観検査)	J0Y0-40-1 [検査室] J0Y0-40-2 [検査室]	×	0	○起動前 △自主点検 △月例点検	OMP-01 MWIM-20-046	0	0				長期停止中検査	高速炉第2課高速炉第1課
		直流無停電電源設備	制御盤(整流装置、負荷電圧補償装置)	●高	時間	事業用電源検査(作動検査)	J0Y0-40-1 [検査室]	×	0	◎起動前 △自主点検 機能確認(1定検又は年次) 特性確認(1定検又は2年周期) △月例点検	OMP-01 MWIM-20-034	0	0				長期停止中検査	高速炉第2課高速炉第1課
			蓄電池	●高	時間※	●非常用電源検査(作動検査) ●非常用電源検査(外観検査)	J0Y0-40-1 [検査室] J0Y0-40-2 [検査室]	×	0	◎起動前 △自主点検 △月例点検	OMP-01 MWIM-20-046	0	0				長期停止中検査	高速炉第2課高速炉第1課
(ロ)主要な実験設備			計測線付実験装置、照射用実験	●高	時間	(●使用前事業者検査)	(随時)	×	0	受入時 炉内装荷時	IRAF-受入-01 JCM-10-05	×	0					高速炉照射課 高速炉第1課
(ハ)その他の主要事項		受変電設備、メタクラ設備	, 遮断器	〇低	事後					(⑥起動前、⑥停止後) (△自主点検) (絶縁抵抗測定(1定検又は年 次)) (特性確認 (2定検又は4年周期)) (△月例点検) (△原子炉保護系点検(原子炉起動前点 検))	OMP-01 MWIM-20-034 MWIM-20-036 MWIM-20-038 MWIM-20-039	0	0					高速炉第2課高速炉第1課
			変圧器	〇低	事後					(△自主点検) (絶縁抵抗測定 (1定検又は年 次))	MWIM-20-034 MWIM-20-036	0	0					高速炉第2課
			保護継電器	〇低	事後					(○ 左動前) (△自主点検) (特性確認(1定検又は3年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-034 MWIM-20-036	0	0					高速炉第2課 高速炉第1課
			電源監視盤	〇低	事後					(⑥起動前、◎停止後) (△自主点検) (絶縁抵抗測定(1定検又は年 次))	OMP-01 MWIM-20-034	0	0					高速炉第2課 高速炉第1課
		パワーセンタ設備	遮断器	〇低	事後					(△自主点検) (絶縁抵抗測定(1定検又は年 次)) (特性確認(2定検又は4年周期))	MWIM-20-034 MWIM-20-036	0	0					高速炉第2課
			変圧器	〇低	事後					(△自主点検) (絶縁抵抗測定 (1定検又は年 次))	MWIM-20-034 MWIM-20-036	0	0					高速炉第2課
			保護継電器	〇低	事後					(△自主点検) (特性確認(1定検又は3年周期)) (△月例点検)	MWIM-20-034 MWIM-20-036	0	0					高速炉第2課
		コントロールセンタ設備	原子炉建物C/C盤、原子炉附属 建物C/C盤	〇低	事後					(◎年次(旧廃棄物処理建物)) (△自主点検) (絶縁抵抗測定(1定検又は年 次))	MWIM-20-034 MWM-40-001	0	0					高速炉第2課
		補機冷却系統設備	ディーゼル系揚水ポンプ	〇低	事後					(◎起動前) (△自主点検) (分解点検(2定検又は4年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-042	0	0					高速炉第2課 高速炉第1課
			空調系循環ポンプ	〇低	事後					(◎起動前) (△自主点検) (分解点検 (2定検又は4年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-041	0	0					高速炉第2課 高速炉第1課
			補機系揚水ポンプ	O低	事後					(◎起動前) (△自主点検) (分解点検 (2定検又は4年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-041	0	0					高速炉第2課 高速炉第1課

設備保全整埋表	(「常陽」原子	一炉施設)		**	-部故障後交換あり				長期停止中における機能維持対象設 ・長期停止中における機能維持対象設備				《検査等を参え	考情報とし	て記載)	(様式1)
		対 象 設	備機器		即以降後又接8079	T	供用			1	無快は 極視的に 天川		中長期保守			
許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目(設備)	小項目 (機器)		全 事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確式 認、○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	実施昨	寺期	点検頻度(◎保安規定、○使用手引等 △課長制定文書等) 	要領書	実施時期	点検補修	更新計画	要領書索引番号	備考	担当課室
	(加西文)	(記文)用)	(放命)	里安良	1	(*旧要領書番号)	原子炉運転中		() 付きは事後保全における 自主的な点検を示す。 (◎起動前)	索引番号	原子炉 運転 運転中 停止中			糸り併ち		
			補給水ポンプ	〇低 事	後				(公自主点検) (分解点検 (2定検又は4年周期) (公月例点検)	OMP-01 MWIM-20-041	0 0					高速炉第2課 高速炉第1課
			ディーゼル系冷却塔	〇低 事	後 				(△自主点検) (内部点検(1定検又は年次)) (△月例点検)	MWIM-20-042	0 0					高速炉第2課
			ディーゼル系冷却塔ブロワ	〇低 事	後				(◎起動前) (△自主点検) (分解点検(2定検又は5年周期) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-042	0 0					高速炉第2課 高速炉第1課
			空調系冷却塔	〇低 事	後				(△自主点検) (内部点検 (1定検又は年次)) (△月例点検)	MWIM-20-041	0 0					高速炉第2課
			空調系冷却塔ブロワ	〇低 事	後				(◎起動前) (△自主点検) (分解点検 (2定検又は5年周期) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-041	0 0					高速炉第2課 高速炉第1課
		-	補機系冷却塔	〇低 事	後				(△自主点検) (内部点検) (内部点検(1定検又は年次)) (△月例点検)	MWIM-20-041	0 0					高速炉第2課
			補機系冷却塔ブロワ	〇低事	後				(◎起動前) (△自主点検) (分解点検 (2定検又は5年周期) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-041	0 0					高速炉第2課 高速炉第1課
			弁	〇低 事	後				(△月例点候) (△月例点検) (△設備・機器の作動確認)	MWIM-20-041 長停-1-PY	0 0					高速炉第2課 高速炉第1課
		脱塩水供給設備	原水/逆洗/再生ポンプ	〇低 事	後				(△自主点検) (分解点検(10年周期)) (△月例点検)	MWIM-20-043	0 0					高速炉第2課
			移送ポンプ	〇低 事	後				(△自主点検) (分解点検(4年周期)) (△月例点検)	MWIM-20-043	0 0					高速炉第2課
			タンク	〇低 事	後				(△自主点検) (開放点検(10年周期)) (△月例点検)	MWIM-20-043	0 0					高速炉第2課
		圧縮空気供給設備	空気圧縮機	〇低 事	&				(△自主点検) (分解点検(A, B交互に1年周期) (△月例点検)) MWIM-20-014	0 0					高速炉第2課
		-	後部冷却器	〇低 事	後				(△自主点検) (分解点検 (A, B交互に1年周期) (△月例点検)) MWIM-20-014	0 0					高速炉第2課
			空気貯槽	〇低 事	&				(△自主点検) (開放点検 (TK75-3, TK75-5交互): 年周期)) (△月例点検) (△自主点検)	MWIM-20-014	0 0					高速炉第2課
			除湿装置	〇低 事	後				(作動点検(1年周期)) (開放点検(1回/3定検)) (△月例点検)	MWIM-20-014	0 0					高速炉第2課
		原子炉附属建物空調換気	設 送風機	〇低 事	後				(△月例点検) (△自主点検)	MWIM-20-019	0 0					高速炉第2課
			空調器	〇低 事	後				(機能点検) (人用例点検)	MWIM-20-019	0 0					高速炉第2課
			排風機	〇低 事	後				(△月例点検) (△設備・機器の作動確認)	MWIM-20-019 長停-1-PY	0 0					高速炉第2課 高速炉第1課
			フィルタユニット	〇低 事					(△月例点検) (△月例点検)	MWIM-20-019 MWIM-20-019						高速炉第2課
			バックアップダンパ	〇低 事					(△設備・機器の作動確認)	長停-1-PY	0 0					高速炉第1課
			空調器冷却水ポンプ 真空給水ポンプ	〇低 事 〇低 事	後				(△月例点検) (△月例点検)	MWIM-20-019 MWIM-20-019						高速炉第2課 高速炉第2課
		主冷却機建物空調換気設備	備 送風機	〇低 事	後				(△月例点検) (△自主点検)	MWIM-20-021	0 0					高速炉第2課
			空調器		後				(機能点検) (△月例点検)	MWIM-20-021	0 0					高速炉第2課
			排風機 フィルタユニット	〇低 事	後 後				(△月例点検) (△月例点検)	MWIM-20-021 MWIM-20-021	0 0					高速炉第2課 高速炉第2課
			冷却塔	〇低 事 〇低 事					(△月例点検)	MWIM-20-021	0 0					高速炉第2課
		第一使用済燃料貯蔵建物3 調換気設備	帝却水ポンプ 空 送風機	〇低 事					(△月例点検) (△月例点検)	MWIM-20-021 MWIM-20-024-	0 0					高速炉第2課高速炉第2課
		ייין אנו איייאר גייניי.	空調器	〇低 事	後				(△自主点検) (機能点検)	MWIM-20-024-	1 0 0					高速炉第2課
			排風機	〇低 事	後				(△月例点検) (△月例点検)	MWIM-20-024-						高速炉第2課
		-	<u>フィルタユニット</u> 冷却塔	○低 事 ○低 事	後				(△月例点検) (△月例点検)	MWIM-20-024- MWIM-20-024-	1 O O					高速炉第2課 高速炉第2課
			冷却水 ポンプ		後				(△月例点検)	MWIM-20-024-	1 0 0					高速炉第2課
		第二使用済燃料貯蔵建物 調換気設備	空 送風機	〇低 事					(△月例点検)	MWIM-20-024-						高速炉第2課
			空調器		後				(△自主点検) (機能点検) (△月例点検)	MWIM-20-024-						高速炉第2課
			排風機 フィルタユニット	〇低 事	後				(△月例点検) (△月例点検)	MWIM-20-024- MWIM-20-024-	2 O O O					高速炉第2課 高速炉第2課
		廃棄物処理建物内換気設備	備 送風機	〇低 事	後				(△月例点検)	MWIM-20-018	0 0					高速炉第2課
			<u>排風機</u> フィルタユニット	〇低 事	後 後				(△月例点検) (△月例点検)	MWIM-20-018 MWIM-20-018						高速炉第2課 高速炉第2課
		旧廃棄物処理建物空調換 設備	気 送風機	〇低 事					(○年次) (△月例点検)	MWM-40-007 MWIM-20-017	0 0					高速炉第2課
			排風機	〇低 事	後				(◎年次) (△月例点検)	MWM-40-007 MWIM-20-017	0 0					高速炉第2課
			フィルタユニット	〇低 事	後				(△年次) (△月例点検)	MWM-40-007 MWIM-20-017	0 0				<u> </u>	高速炉第2課
		メンテナンス建物空調換 設備	^気 送風機	〇低 事	後				(△月例点検)	MWIM-20-058	0 0					高速炉第2課

設備保全整理表(「常陽」原子炉施設)

原子炉長期停止中における機能維持対象設備(それ以外の設備については旧基準に基づく検査等を参考情報として記載)

(様式1) (原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する)

中長期保守 対 象 設 備 機 器 点検頻度(◎保安規定、○使用手引等、 実施時期 実施時期 許可書 記載事項 要領書 △課長制定文書等) 大項目 (施設) 事業者検査項目(●立会確認、◎抜取確 要領書 索引番号 備考 担当課室 中項目 小項目 保全 要領書 更新計画 索引番号 (*旧要領書番号) 点検補修 (機器) 重要度 認、○記録確認、△保安記録確認) 原子炉 () 付きは事後保全における 原子炉 運転 自主的な点検を示す。 運転中 停止中 排風機
 〇低
 事後

 〇低
 事後

 〇低
 事後
 高速炉第2課 高速炉第2課 フィルタユニット 液体アルゴン貯蔵タンク MWIM-20-058 MWIM-20-015 アルゴンガス供給設備 高速炉第2課 アルゴン送ガス気化器 アルゴンガス供給タンク MWIM-20-015 O O (△月例点検) (△月例点検) 高速炉第2課 窒素ガス供給設備 通信連絡設備 高速炉第2課 一斉放送装置 ページング装置
 〇低
 事後

 〇低
 事後
 (△年次)
(△年次) MWIM-80-008 O MWIM-20-071 O 自動火災報知設備 消火栓 ハロゲン化物消火設備 移動式消火器 誘導灯 旋回クレーン 消火設備
 ○低
 時間※
 △法定検査確認

 ○低
 時間※
 △法定検査確認

 ○低
 時間※
 △法定検査確認
 長期停止中検査 高速炉第2課 長期停止中検査 高速炉第2課 長期停止中検査 高速炉第2課 非常用照明 法定クレーン点検 高速炉第2課 クレーン 原子炉建物 〇低 事後 (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 × 0 R-701室(100/10/1.25ton) R-303室 (2ton) R-501室 (0.5ton) 事後 MW1M-20-004 0 法定クレーン点検 高速炉第2課 〇低 (△年次点検、△月例点検) 法定クレーン点検 高速炉第2課 法定クレーン点検 高速炉第2課 MWIM-20-004 (△年次点検、△月例点検)
 〇低
 事後

 〇低
 事後
 事後 R-403室 (0.5ton) (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 原子炉附属建物 (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 法定クレーン点検 高速炉第2課 A-514室 (3ton) (△年次点検、△月例点検) (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 MWIM-20-004 A-507室 (10ton)
 〇低
 事後

 〇低
 事後
 法定クレーン点検 高速炉第2課 A-510室 (40ton) 法定クレーン点検 高速炉第2課 法定クレーン点検 高速炉第2課 法定クレーン点検 高速炉第2課 A-707室 (7.5ton) MWIM-20-004
 〇低
 事後

 〇低
 事後
 (△年次点検、△月例点検) (△年次点検、△月例点検) A-510室 (7.5ton) MWIM-20-004
 〇低
 事後

 〇低
 事後

 〇低
 事後
 A-709室 (3ton) (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 法定クレーン点検 高速炉第2課 A-510室 (5ton) A-505室 (7.5ton) (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 法定クレーン点検 高速炉第2課 (△年次点検、△月例点検) 法定クレーン点検 高速炉第2課 MWIM-20-004 0
 O低
 事後

 O低
 事後
 A-511室 (70/3ton) (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 法定クレーン点検 高速炉第2課 (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 法定クレーン点検 高速炉第2課 A-802室 (1ton) 主冷却機建物 S-420室 (30ton) 〇低 事後 (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 法定クレーン点検 高速炉第2課
 〇低
 事後

 〇低
 事後

 〇低
 事後
 (△年次点検、△月例点検) (△年次点検、△月例点検) 法定クレーン点検 高速炉第2課 法定クレーン点検 高速炉第2課 S-401室 (20ton) S-701室 (15/2ton) MWIM-20-004 MWIM-20-004 M-301室 (60/10ton) MWIM-20-004 法定クレーン点検 高速炉第2課 メンテナンス建物 (△年次点検、△月例点検)
 O低
 事後

 O低
 事後
 旧廃棄物処理建物 D-207室(10ton) (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 法定クレーン点検 高速炉第2課 D-204室 (1ton) (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 法定クレーン点検 高速炉第2課 法定クレーン点検 高速炉第2課 法定クレーン点検 高速炉第2課 D-104室 (1ton) P-314室 (70/10ton)
 〇低
 事後

 〇低
 事後
 (△年次点検、△月例点検) (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 MWIM-20-004 第一使用済燃料貯蔵建物
 〇低
 事後

 〇低
 事後

 〇低
 事後

 〇低
 事後
 P-311室(10ton) (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 法定クレーン点検 高速炉第2課 法定クレーン点検 高速炉第2課 法定クレーン点検 高速炉第2課 P-310室 (2ton) (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 P-311室 (1ton) (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 法定クレーン点検 高速炉第2課 第二使用済燃料貯蔵建物
 〇低
 事後

 〇低
 事後
 MWIM-20-004 T-307室 (5ton) (△年次点検、△月例点検) T-310室(70/3ton) (△年次点検、△月例点検 MWIM-20-004 法定クレーン点検 高速炉第2課 T-107室(1ton) 事後 (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 法定クレーン点検 高速炉第2課 廃棄物処理建物 W-303室 (10/3ton) 事後 (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 法定クレーン点検 高速炉第2課 法定クレーン点検 高速炉第2課 〇低 MWIM-20-004 B1F诵路 (2.8ton) 事後 (△年次点検、△月例点検) MWIM-20-004 W-204室(0.5ton) 〇低 事後 (△年次点検、△月例点検) 0 法定クレーン点検 高速炉第2課 高速炉第2課 エレベーター 原子炉附属建物 保全区域エレベーター 〇低 事後 (△年次点検、△月例点検) MWIM-80-008 0 0 ター点検 法定エレベー 高速炉第2課 管理区域エレベーター 〇低 事後 (△年次点検、△月例点検) MW I M-80-008 0 0 ター点検

原子炉長期停止中における機能維持対象設備の選定※1に基づく

定期事業者検査要否整理表

(「常陽」原子炉施設)

※1) 原子炉施設保安規定第135条の2第2項に基づき、原子炉長期停止中における機能維持対象設備を選定し、当該対象設備の該当する条項について検査の要否を整理したものである。 新規制基準への適合性に係る原子炉設置変更許可申請(申請日:平成29年3月30日)が審査中であることから、原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外については、適合性が確認された後から機能維持するものであり、適合性が確認された許可申請書に基づき、検討・整理を必要とするものである。

				検査の要否	【定期事業者検査を行う場合の検査】	
	技術基準	「法令技術基準」要求事項	(●必要、▲ ○△同時確認・知見	、場合による、 考慮 該当な!)	(検査の名称や項目は代表的なもの) 又は	対象設備
条	項目		Na冷却	常陽		
5	試験研究用 等原子炉施 設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設(船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。)は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	〇 知見考慮	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
		第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する 地震力 (試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	〇 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
6	地震による 損傷の防止	2 耐震重要施設(試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。)は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する 地震力 (試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。)に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	△ 同時確認	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊 によりその 安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	△ 知見考慮	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
7	津波による 損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。)によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
		第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される 自然現象 (地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
8	外部からの 衝撃による 損傷の防止	2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって 人為によるもの (故意によるものを除く。)により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	_	_	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	
		4 試験研究用等原子炉施設は、 航空機の墜落 により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうお それがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
9	試験研究用 等原子炉施 設への人の 不法な侵入 等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、試験研究 用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有す る物件その他人に危害を与え又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び 不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第 二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。)を防止する ため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
10	試験研究用 等原子炉施	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ 安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力 抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより 原子核分裂 の連鎖反応を制御できる能力を有するもの でなければならない。	〇 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
	設の機能	2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により 機能が損なわれることがないものでなければならない。	_	_	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	
11	機能の確認 等	第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する 上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するため の 保守又は修理ができるもの でなければならない。	〇 同時確認	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)

			定期事業者	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【定期事業者検査を行う場合の検査】	
	技術基準	「法令技術基準」要求事項	(●必要、▲均		(検査の名称や項目は代表的なもの)	対象設備
A7	T -= 0	· [A] [] [[] [] [] [] [] [] [] [○△同時確認・知見る		_ 又は	VI WITZ III
条	項目	第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。一容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	Na冷却 ●	常陽 — —	その他の確認等に代える場合の内容・根拠 ・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		コ 容器等の主要な耐圧部の溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。	-	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
12	材料及び構 造等	ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを 非破壊試験により確認したもの であること。	-	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
	22.1	ハ 適切な強度を有するもの であること。	_	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。	-	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又 は漏えい試験を行ったとき、これに 耐え、かつ、著しい漏えいがないもの でなければならない。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、 監視試験片を備えたもの でなければならない。	A	_	・原子炉容器材の試験片をサーベイランスリグ内 に装荷し、原子炉内で継続照射している。	
13	安全弁等	第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の 過度の上昇を適切に防止する性能を有する 安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁(第十五条 第二項において「安全弁等」という。)が必要な箇所に設けられて いなければならない。	•	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備(排気筒並びに第十七条及び第三十六条(第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。)に規定するものを除く。)へ放射性物質を含まない流体を導く管には、 逆止め弁が設けられて いなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	•	_	・ただし書きに該当する。	
		第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	△ 同時確認	_	・該当する施設でない。	
		2 試験研究用等原子炉施設は、安全弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、 これを 安全に廃棄し得るように設置されたもの でなければならない。	△ 同時確認	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
15	放射性物質による汚染の防止	3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。)の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△ 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持(合格まで対象外)
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による 汚染を除去しやすいもの でなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	•	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	から機能維持(合格まで対象外)
16		2 工場等(原子力船を含む。)内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 遮蔽能力を有するもの であること。	•	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、 放射線の漏えいを防止するための措置が講じられている こと。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	〇 知見考慮	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)

			定期事業者検査の要否		【定期事業者検査を行う場合の検査】	
	技術基準	「法令技術基準」要求事項 —	(●必要、▲場合による、		(検査の名称や項目は代表的なもの)	対象設備
	1		○△同時確認・知見		又は	对 豕 政 佣
条	項目		Na冷却	常陽	その他の確認等に代える場合の内容・根拠	
		第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 換気能力を有するもの であること。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
17	換気設備	二 放射性物質により汚染された空気が 漏えい及び逆流のし難い構造 であるものであること。	〇 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		三 ろ過装置を有する場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による 汚染の除去又はろ過装置の 取替えが容易な構造であること。	〇 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を 吸入し難いように設置 されたものであること。	〇 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
	W-141- L 7	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における 溢水 の発生により その安全性を損なうおそれがある場合は、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなけ ればならない。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
19	溢水による 損傷の防止	2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる 安全避難通路	•	•	【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等により行う。	・非常用照明(誘導灯)
20	安全避難通路等	ニ 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない 避難用の照明	•	_	【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等により行う。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	•	_	【保安記録確認検査(可搬型照明、懐中電灯等)】 ・常備品に係る点検の記録確認等により行う。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において 共用し、又は相互に接続するものであってはならない 。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	〇 知見考慮	_	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		二 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。)が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、 多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するもの であること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあっては、この限りでない。	〇 知見考慮	_	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
21	安全設備	三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される 全ての環境条件において、その機能を発揮することができるもの であること。	〇 知見考慮	_	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認 する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新 知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用 すること。	•	_	【保安記録確認検査(可燃物持ち込み制限等)】 ・不燃性又は難燃性については、設備ごとに設工 認審査及び使用前事業者検査で確認する。また、 使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知 見の考慮が必要であれば検査に反映する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		ロ 必要に応じて火災の発生を 感知する設備及び消火を行う設備が設けられて いること。	•	•	【保安記録確認検査(消火設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等により行う。 ・ハロン消火設備など設備機器の構造及び作動後の影響により作動検査を行うことが困難な場合には、その設備機器の動作確認が可能な部位までの確認に代える。	・消火設備(自動火災報知設備、消火 栓、ハロゲン化物消火設備、移動式 消火器)

技術基準	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)	対象設備
A	・本は四年十二メルナス			又は	עוז אדי אדי ארי
条 項目	ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、 防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる こと。	Na冷却 ▲	常陽 —	その他の確認等に代える場合の内容・根拠 【保安記録確認検査(廃棄物の金属製容器収納等)】 ・必要な防火壁については、設工認審査及び使用 前事業者検査並びに法定消防設備点検で確認す る。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
	五 前号口の 消火を行う設備 は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を 安全に停止させるための機能を損なわないもの であること。	O 知見考慮	_	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査 で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新 知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
	六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う 飛散物 により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、 防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられて いること。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
23 熱遮蔽材	第二十三条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が 中性子照射 を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
	ニ 冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動 により 損傷を受けることがない こと。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
24 一次冷却材	第二十四条 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい 条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
	第二十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料(以下「燃料体等」と総称する。)を 取り扱う能力を有するもの であること。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
	ニ 燃料体等が 臨界に達するおそれがない こと。	•	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
	三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が 溶融しないもの であること。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
	四 取扱中に燃料体等が 破損するおそれがないもの であること。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
25 核燃料物質 取扱設備	五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における 衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないもの であること。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
	六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における 線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める 線量当量率を超えないもの であること。ただ し、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
	七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により 燃料体等の落下を防止できる こと。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
	八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるもの であること。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
	ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるもの であること。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
26 核燃料物質 貯蔵設備	核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が 臨界に達するおそれがない こと。	•	•	【外観検査】	 ・原子炉附属建物内新燃料貯蔵設備 (装填燃料収納管) ・第一使用済燃料貯蔵建物内新燃料貯蔵設備(新燃料収納管) ・原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備(貯蔵ラック) ・第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵燃料貯蔵設備(貯蔵ラック)

技	5術基準	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は	対象設備
条			Na冷却	ら慮、一該当なし) 常陽	その他の確認等に代える場合の内容・根拠	
	7.1		seed to well	עיינוו	Cortico Allino 31-147C & SI I COTT I IAME	・第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備(貯蔵ラック A、貯蔵ラック B)
		二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有すること。	•	•	【外観検査】	 ・原子炉附属建物内新燃料貯蔵設備 (装填燃料収納管) ・第一使用済燃料貯蔵建物内新燃料貯蔵設備(新燃料収納管) ・原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備(貯蔵ラック) ・第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備(貯蔵ラック) ・第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備(貯蔵ラック A、貯蔵ラック B)
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し及び警報を発することができるもの であること。	•	_	【警報検査】	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるもの であること。	•	A	【警報検査】 ・崩壊熱を除去する必要がない場合は、定期事業 者検査は不要である。	長期停止中につき、崩壊熱は十分小さ く、冷却機能を要しない。
		2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。	•	•	【浄化能力検査】 ・設備の材料及び構造上、腐食するおそれがない場合は、定期事業者検査は不要である。	 原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備(水処理設備) 第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備(水冷却浄化設備) 第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備(水冷却浄化設備)
		二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な 遮蔽能力を有するもの であること。	•	•	【保安記録確認検査(プール水位、線量当量率)】 ・燃料貯蔵設備周辺の日常的な点検記録及び線量 当量率の記録確認等により行う。	
		三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	•	A	【冷却能力確認検査】 ・崩壊熱を除去する必要がない場合は、定期事業 者検査は不要である。	長期停止中につき、崩壊熱は十分小さ く、冷却機能を要しない。
		四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体が あふれ、又は漏えいするおそれがないもの であること。	•	•	【水冷却池漏えい検査】	原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備(水冷却池)第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備(水冷却池)第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備(水冷却池)
		口 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	•	○同時確認	【保安記録確認検査(警報)】 ・41 条と同時確認	 原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備(水冷却池液位計) 第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備(水冷却池液位計) 第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備(水冷却池液位計)
21 1	放射線管理	工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気ロ又はこれに近接する箇所における 排気中の放射性物質の濃度	•	•	【保安記録確認検査(放射線管理用設備)】	・放射線管理用設備(排気ロモニタダスト、排気ロモニタガス)
	 施設	二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における 排水中の放射性物質の濃度	•	_	【保安記録確認検査(排水管理)】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定め て実施する。	該当なし (排水口は研究所共通のため)

			定期事業者検査の要否		【定期事業者検査を行う場合の検査】	
	技術基準	「法令技術基準」要求事項	(●必要、▲場合による、		(検査の名称や項目は代表的なもの)	対象設備
		「広卫技術基準」安水争項	〇△同時確認・知見考慮、一該当なし)		又は	
条	項目		Na冷却	常陽	その他の確認等に代える場合の内容・根拠	
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	, .		【線量当量率測定検査】	・放射線管理用設備(エリアモニタ (γM-1,13,15,nM-1))
			•	•	【保安記録確認検査(放射線管理用設備)】	・放射線管理用設備(エリアモニタ、 ダストモニタ、ガスモニタ)
		第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする おそれがある場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要 があるときは、 当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるもの であること。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、 多重性又は多様性を確保するもの であること。	〇 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
32	安全保護回路	四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように 独立性を確保するもの であること。	〇 同時確認	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
	正 台	五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の 運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合 においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該事象が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の 安全上支障がない状態を維持できるもの であること。	〇 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
		六 不正アクセス行為 その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に 反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な 措置が講じられているもの である こと。	〇 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
		七 計測制御系統施設の一部を 安全保護回路と共用する場合 において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から 機能的に分離されたもの であること。	O 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその 作動設定値を変更できるもの であること。	O 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
		第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、 原子炉制御室が設けられて いなければならない。	O 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
		2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全 を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の 安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく 適切に運転操作すること ができるよう設置されたものでなければならない。	〇同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
34	原子炉制御	3 原子炉制御室は、従事者が設計基準事故時に 容易に避難できる構造 でなければならない。	O 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
5 7	室等	4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	〇同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
		5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、 原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持する ことができる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保 する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	〇同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
		工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)が設けられていなければならない。			【処理能力検査】	・貯留設備(廃棄物処理建物)(蒸発濃 縮処理装置)
		一 周辺監視区域の外の 空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度 が、それぞ			【外観検査】	・貯留設備(廃液タンク(23基))
35	廃棄物処理 設備	れ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を 廃棄する能力を有するもの であること。	•	•	【保安記録確認検査(アルゴン廃ガス圧縮機)、 (廃ガスタンク)】	・アルゴン廃ガス処理設備(非常用廃ガス圧縮機(1基)、常用廃ガス圧縮機(2基)) ・アルゴン廃ガス処理設備(廃ガスタンク(3基))

技術基準	「法令技術基準」要求事項	(●必要、▲		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)	対象設備
条 項目		〇△同時確認・知見 Na冷却	,考慮、一該当なし) 常陽	又は 	
宋 現日	二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	Ma/元却		【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要である。	該当なし ただし書きのとおり
	三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により 著しく腐食するおそれがないもの であること。	•	_	【保安記録確認検査(排気ダクト等)】 ・同条(廃棄物処理設備)第1項第4号及び第6 号に係る検査と同時に行う。	該当なし
	四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排気口以外 の箇所において気体状の放射性廃棄物を 排出することがないもの であること。	•	•	【保安記録確認検査(排気ダクト等)】 ・腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又 は巡視によって行う。その頻度は 10 年を超えない 範囲で 1 回以上を基本とし、定期事業者検査は点 検又は巡視の記録確認等により行う。	・アルゴン廃ガス処理設備(排気配管)
	五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による 汚染の除去 又はろ過装置の 取替えが容易な構造 であること。	〇 同時確認	〇 同時確認	・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが 容易なことについては、設工認審査及び使用前事 業者検査で確認する。 ・同条1項第1号と同時確認	・アルゴン廃ガス処理設備
	六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排水口以外 の箇所において液体状の放射性廃棄物を 排出することがないもの であること。	•	•	【保安記録確認検査(廃液輸送配管)】 ・腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又 は巡視によって行う。その頻度は10年を超えない 範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点 検又は巡視の記録確認等により行う。	· 貯留設備 (廃液輸送配管、廃液配管)
	七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が 散逸し難いもの であること。	•	•	【保安記録確認検査(廃棄設備)】	・廃棄物処理建物内固化装置
	2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備(液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。)が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の 床面及び壁面 は、液体状の放射性廃棄物が 漏えいし難いもの であること。	•	○同時確認	【外観検査(床・壁)】 ・同条1項1号と同時確認 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は 不要である。	・貯留設備(堰等(床・壁)) (各廃液タンク設置場所)
	二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその 受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放 射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が設けられていること。	A	○同時確認	【外観検査(堰)】 ・同条1項1号と同時確認 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は 不要である。	・貯留設備(堰等(床・壁)) (各廃液タンク設置場所)
	三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための 堰が設けられて いること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	A	○同時確認	【外観検査(堰)】 ・同条1項1号と同時確認 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要である。	・貯留設備(堰等(床・壁)) (各廃液タンク設置場所)
ac 保管廃棄設	放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を 保管廃棄する容量を有する こと。	•	•	【外観検査】 ・廃棄物の保管容量の管理については、保安規定に 定めて実施する。	・廃棄物処理建物内固体廃棄物貯蔵設備(固体廃棄物A貯蔵設備、固体廃棄物B貯蔵設備)・メンテナンス建物固体廃棄物貯蔵設備(固体廃棄物貯蔵設備)
36 備	二 放射性廃棄物が 漏えいし難い構造 であること。	•	○同時確認	【外観検査(構造)】 ・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・同条1項1号と同時確認	・廃棄物処理建物内固体廃棄物貯蔵設備(固体廃棄物A貯蔵設備、固体廃棄物B貯蔵設備)・メンテナンス建物固体廃棄物貯蔵設備(固体廃棄物貯蔵設備(固体廃棄物貯蔵設備)

技術基準	「法令技術基準」要求事項	定期事業者(●必要、▲	場合による、	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)	対象設備
条項目		○△同時確認・知見	考慮、一該当なし) 常陽		
条 項目	三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する 熱に耐え 、かつ、放射性廃棄物に含まれる 化学薬品 の 影響その他の要因により著しく 腐食するおそれがない こと。	Na冷却 ▲	- H - M	【保安記録確認検査(構造)】 ・腐食防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等により行う。 ・崩壊熱や放射線照射等により廃棄物が過熱されるおそれ及び化学薬品の影響等がない場合は、定期事業者検査は不要である。	該当なし 「常陽」における放射性廃棄物は崩 壊熱や放射線照射等により過熱され るおそれや化学薬品の影響等による 腐食のおそれがない。
	2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による 汚染が広がらないように設置されたものでなければ ならない。	•	同時確認	【外観検査(区画状況)】 ・同条1項1号と同時確認	・廃棄物処理建物内固体廃棄物貯蔵設備(固体廃棄物A貯蔵設備、固体廃棄物B貯蔵設備) ・メンテナンス建物固体廃棄物貯蔵設備(固体廃棄物貯蔵設備)
	3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	A	_	【保安記録確認検査(床・壁・堰)】 ・漏えい拡大防止のための床・壁・堰の状況については、点検又は巡視の記録確認等により行う。 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要である。	該当なし 液体状の放射性廃棄物は廃棄物管理 施設に移送するため保管廃棄しない
	第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等(試験炉許可基準規則第二十九条に 規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。)は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子 炉の安全性を損なうおそれがないものであること。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
	二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に 反応 度が異常に投入されないもの であること。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
38 実験設備等	三 放射線又は 放射性物質の著しい漏えいのおそれがないもの であること。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
	四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、 周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表 示できるものであること。	△ 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
	五 実験設備等が設置されている場所は、 原子炉制御室と相互に連絡できる場所 であること。	〇 同時確認	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された 後から機能維持(合格まで対象外)
	試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする 発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられて いなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	● ただし書きを 除く	•	【非常用電源検査】 ・但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要である。	· 非常用電源設備(2基)
40 保安電源設備	2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等 以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。	•	•	【非常用電源検査】 ・当該設備が不要な場合は、定期事業者検査は不要 である。	・交流無停電電源設備(2式) ・直流無停電電源設備(2式)
	3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。	•	-	【非常用電源検査】 ・当該設備が不要な場合は、定期事業者検査は不要 である。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
41 警報装置	試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	•	A	【警報検査】	・放射線管理用設備(排気ロモニタダ スト、排気ロモニタガス(GM-1)、ガ スモニタ(GM-11,13)、エリアモニタ (γM-37))
				【保安記録確認検査(警報)】 対象:保安規定及び運転要領(表4)に定める警報	·原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設 備(水冷却池液位計)

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)	対象設備
Az	-= 0				又は	
<u>条</u>	項目		Na冷却	常陽	その他の確認等に代える場合の内容・根拠 ただし、原子炉停止中は、機能維持を要する施設 (放射線管理設備、核燃料物質の貯蔵施設、放射性 廃棄物の廃棄施設)に限る。 ・「著しく損なう(上昇する、漏えいする)」とは、 「放射線業務従事者に過度の放射線被ばくをも たらすもの」と解される。(試験炉許可基準規則 「実験設備等」の解説より」)	 第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備(水冷却池液位計) 第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備(水冷却池液位計) (26条2項4号ロ「警報検査」と同じ) ・貯留設備(廃液タンク水位、漏洩検知等)
		第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、 通信連絡設備が設けられて いなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
42	通信連絡設 備等	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡 をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、 多重性又は多様性を確保した通信回線が設けら れていなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		第五十七条 試験用燃料体は、次に掲げるところによらなければならない。 一 試験計画の範囲内において、試験用燃料体の健全性を維持できない場合においても、燃料 体の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
57	試験用燃料体	二 設計基準事故時において、試験用燃料体が破損した場合においても、試験研究用等原子炉を安全に停止するために必要な機能及び炉心の冷却機能を損なうおそれがないものであること。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		三 放射性物質の漏えい量を抑制するための措置が講じられているものであること。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		四 輸送中又は取扱中において、著しい変形が生じないものであること。	A	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
58	多量の放射 性物質等を 放出する事 故の拡大の 防止	第五十八条 試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
	W) =	第六十一条 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
61	炉心等	2 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体及 び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えるものであり、かつ、冷却材による炉心の 冷却機能を損なうおそれがないものでなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		3 反射材は、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合には、これを防止できるように設置されていなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		4 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		第六十二条 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障 その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材バウンダリを構成する 機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
62	原子炉冷却 材バウンダ リ等	2 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、原子炉冷却材バウンダリの破損が生じた場合においても冷却材の液位を必要な高さに保持するための措置が講じられたものでなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		3 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計 基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものでなければならな い。	•	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)

	技術基準	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)	対象設備
	-		○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		又は	
条	条項目		Na冷却	常陽	その他の確認等に代える場合の内容・根拠	
		4 原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障 その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の負荷に耐えるものでなければならな い。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		5 試験研究用等原子炉施設には、原子炉冷却材バウンダリからの一次冷却材の漏えいを検出する 装置及び原子炉カバーガス等のバウンダリからの原子炉カバーガスの漏えいを検出する装置が 設けられていなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		6 試験研究用等原子炉施設の原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリの必要な箇所には、ナトリウムを液体の状態に保つことができる設備が設けられていなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
63	計測設備	第六十三条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 熱出力及び炉心における中性子東密度 二 炉周期 三 制御棒の位置 四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉容器の入口及び出口における温度及び流量 ハ 原子炉容器内及び主要な機器内における液位 五 二次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度 ロ 一次冷却材の熱を取り出す熱交換器の入口における温度及び流量 ハ 主要な機器内における液位 大 原子炉カバーガスに関する次の事項 イ 含有する放射性物質の濃度 ロ 圧力	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持(合格まで対象外)
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要なパラメータを、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
	反応度制御 系統及び原 子炉停止系 統	第六十四条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 制御棒を用いるものであること。 二 制御棒の炉心からの飛び出し又は落下を防止するものであること。 三 制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。 四 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
64		 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 制御棒による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。 二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。 	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)

	技術基準	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)	対象設備
夕	項目		● O△同時確認・知見 Na冷却	考慮、一該当なし) 常陽	又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	
<u>条</u>	- 現日	三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。 四 一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。	NA/TI AJ	书	ての他の推訟等に代える場合の内合・依拠	
		3 制御棒は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下に おいて、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	•	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		4 制御棒を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 - 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御棒を駆動し得るものであること。 二 制御棒を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御棒が反応度を増加させる方向に動かないものであること。 三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。	•	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象に対して原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物又は原子炉容器内の構造物の損壊を起こさないものでなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の 故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時 に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維 持できるものでなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		第六十五条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉格納施設が設けられていなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		ニ 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉を設けていること。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に原子炉格納施設から気体状の 放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該 放射性物質の濃度を低下させる設備を設けていること。	•	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		2 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができる ものでなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
65	原子炉格納施設	3 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、隔離弁が設けられていなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の内側及び外側に代え、当該貫通箇所の他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に二個の隔離弁が設けられていなければならない。	•	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		4 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であって、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に損壊するおそれがないもの(一次冷却系統設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。)には、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁が設けられたものでなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁が設けられていなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		5 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生ずるおそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は	対象設備
条	項目		Na冷却	常陽	その他の確認等に代える場合の内容・根拠	
66	ナトリウム の漏えいに よる影響の 防止	第六十六 条試験研究用等原子炉施設は、ナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響(ナトリウム及びナトリウム化合物が関与する腐食が構造物及び機器に及ぼす影響を含む。)を受けることにより、当該試験研究用等原子炉施設の安全に支障が生ずるおそれがある場合において、その影響を抑制するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	•	•	【外観検査(ライナー・受け樋)】	・ライナー設備
		第六十七条 ナトリウムを取り扱う機器は、ナトリウムとの共存性を考慮して適切な材料を使用したものでなければならない。	•	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
67	ナトリウム の取扱い	2 ナトリウムを取り扱う系統は原則として密閉したものとするとともに、当該系統に属する機器のうち内部に液面を有するものは、その液面上をカバーガスで覆う構造でなければならない。	•	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		3 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含むナトリウムを通常運転時において系統外に排出する場合には、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
	カバーガス の取扱い	第六十八条 カバーガスは、ナトリウムに対して化学的に安定な性質を有し、かつ、運転時における放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
68		2 カバーガスを取り扱う系統には、圧力が過度に上昇することを防止し得る設備が設けられていなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
		3 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含むカバーガスを通常運転時において系統外に排 出する場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	•	-	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)
69	冷却設備等	第六十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持(合格まで対象外)
		2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがない ように設置されたものでなければならない。	•	_	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後 から機能維持(合格まで対象外)